

楽しく学ぼう!“あわっ子”消費者教育

未来を創る自立した消費者になるために

(デジタル改訂版)

— 中学校技術・家庭（家庭分野）編 —



楽しく学ぼう!“あわっ子”消費者教育

未来を創る自立した消費者になるために

(デジタル改訂版)

— 中学校技術・家庭（家庭分野）編 —

令和6年3月

発行 徳島県危機管理環境部 消費者くらし安全局 消費者政策課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2175 FAX 088-621-2979



はじめに

「社会のデジタル化」や「経済のグローバル化」の急速な進展、さらには、世界共通の目標である「SDGs達成」への取組推進など、消費者を取り巻く環境は大きく変化しております。

本県では、このような社会経済情勢の変革への確に対応するため、消費者行政と消費者教育の一体的展開を図る、新たな「徳島県消費者基本計画」を令和4年3月に策定いたしました。

本計画では、合理的な意思決定ができ、消費者被害に遭わないとともに、社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する「自立した消費者」を育成するため、幼児期から高齢期までの各ライフステージや消費者の特性に応じた、戦略的かつ体系的な消費者教育を推進することとしています。

中でも、成年年齢を従来の20歳から18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月1日より施行され、高校生を含む18歳、19歳の若者が未成年者取消権を行使できなくなることから、消費者被害の拡大を抑制するための若年者への実践的な消費者教育が喫緊の課題となっております。

また、平成29年3月31日に改訂された小・中学校学習指導要領において「買物の仕組みや消費者の役割（小学校：家庭）」、「計画的な金銭管理や消費者被害への対応（中学校：技術・家庭 家庭分野）」が新設されるなど、消費者教育の充実を図ることとされております。

本県では、このような社会情勢等の変化に対応した消費者教育を推進するため、多様な主体と連携し、平成30年度に、中学校技術・家庭（家庭分野）の授業における活用を想定した実用的な教材を作成し、県内各中学校での活用を図ってまいりました。

本教材は、家庭分野における物事を捉える視点や考え方を重視し、授業において育成すべき資質・能力を明確にするとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組める教師用手引や、中学生が身近な消費生活の事例から実践的に学べるワークシート・関連資料を盛り込んだ平成30年度版の基本内容を引き継いだ上で、指導内容や事例を令和6年現在の状況に合わせてアップデートしたものです。

また、「GIGA スクール構想」に対応するデジタル教材として、必要に応じて各スライドやワークシートをカスタマイズできる仕様としたことで、教育現場での利便性も向上しています。本教材が日々の授業で有効に活用され、中学生が消費者としての知識と意識を向上させる手段として役立つことを願っています。

結びに、本教材の作成にあたりまして、御尽力をいただきました「徳島県中学生向け消費者教育教材等制作検討委員会」委員の皆様や、本教材の試用につきまして御協力いただきました関係中学校の皆様へ、心よりお礼を申し上げます。

令和6年3月

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局

楽しく学ぼう！“あわっ子”消費者教育

— 未来を創る自立した消費者になるために —
(デジタル改訂版)

教師用活用ポイント・ワークシート・関連資料

目次

第1章 私たちの消費生活

1 消費生活と契約	1
2 購入方法と支払い方法の特徴	11
3 バランス良く計画的なお金の管理	21
4 消費者トラブルの背景とその対応	
—消費者トラブル	33
—消費者を守るための制度	45
5 ○○を購入しよう ～情報の収集・整理と意思決定～	53

応用編

物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理	65
------------------------	----

第2章 責任ある消費者になるために

1 省エネルギーと持続可能な社会	75
2 持続可能な消費生活を目指して	85

応用編

食品ロス削減	97
--------	----

巻末資料

教材の特徴・活用のポイント

特徴

- ✓ 学習指導要領に基づいた内容構成です。
- ✓ 成年年齢引下げに対応し、「契約の仕組み」や「消費者被害の事例」等を通して「自分ごと」として、生徒に考えさせる内容を充実しています。
- ✓ 1時間毎に学習の流れを示した教師用活用ポイント、授業ですぐ使えるワークシート及び関連資料を掲載しています。

活用のポイント

- ✓ 「教師用活用ポイント」には、授業のねらいや進め方と授業の流れを示しています。授業のねらいは、この時間に生徒に理解させたい内容を記載しています。進め方と授業の流れは、見通しを持って授業を計画・展開できるよう、指導上の留意点をわかりやすく整理しています。生徒の実態や学習状況を確認しながら、時間配分や学習過程を自由に組み立てて、活用してください。
- ✓ 授業スライド、ワークシートは、生徒やクラスの実情に応じてカスタマイズできるようにしています。

グループ活動における効果的な話し合いのポイント

- ✓ グループ内での役割分担を決めると活動に参加しやすくなります。

主な役割： 司会係、時間・道具係、
発表係、記録係

※人数が少ない場合は、役割分担を兼任させるとよいでしょう。
※班の人数は、4人までが活動しやすいでしょう。
※5人班の場合は、アイデア係を置くとよいでしょう。

- ✓ 論理的に考え、発表することができるように、話し合いの観点を示すとよいでしょう。

例 ・このグループでは、○○○○の課題解決に向けて、何をすべきかを話し合いました。
・課題解決に向けて、グループでは○○○○という意見がでましたが、話し合うなかで、○○○○という結論になりました。
・なぜなら、その理由は、○○○○だからです。

- ✓ 「関連資料」は、学習のヒントとなる内容を掲載しています。本県における消費者教育の取組など、地域性を盛り込むとともに、実際のトラブル事例をもとに予防と対処法について、消費生活相談員からのアドバイスも記載しています。

活用における注意点

教材及び教材に関する電子データの著作権は、徳島県に帰属します。学校における教育の目的に使用する場合は、許可・連絡無く複製等することができます。その他の目的での御利用については、あらかじめ御連絡ください。

未来を創る自立した消費者になろう

第1章1	・契約の成立について理解しよう	☆☆☆☆☆
消費生活と契約	契約する前には [] がわかった	

第1章2	・商品や場面に応じた購入方法を理解しよう ・支払い方法の種類と特徴を知ろう	☆☆☆☆☆
購入方法と支払い方法の特徴	商品を選択する時には [] が必要だ	

第1章3	・生活にかかるお金の管理について考えよう ・自分に合ったお金の管理の方法を考え、工夫しよう	☆☆☆☆☆
バランス良く計画的なお金の管理	計画的にお金を使い、管理するためには [] が必要だ	

第1章4	・消費者トラブルとその対応策について理解しよう	☆☆☆☆☆
消費者トラブルの背景とその対応1	消費者とトラブルにあわないために [] を知っておくことが必要だ	

第1章4	・契約をやめられる場合があることを理解しよう	☆☆☆☆☆
消費者トラブルの背景とその対応2	消費者を守るために [] がわかった	

第1章5	・さまざまな観点から多面的に比較し、商品を選ぼう	☆☆☆☆☆
〇〇を購入しよう～情報の収集・整理と意思決定～	商品を購入する場合には [] が大切だ	

第1章応用編	・イメージやキャッチフレーズに惑わされずに、商品選択できる力を身に付けよう	☆☆☆☆☆
物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理	広告を見るときには [] が必要だ	

第2章1	・私たちの行動が環境に与える影響を理解しよう	☆☆☆☆☆
省エネルギーと持続可能な社会	省エネルギーのために [] を実行する	

第2章2	・持続可能な消費生活を目指して課題とその解決方法を考え、自分の生活を工夫しよう	☆☆☆☆☆
持続可能な消費生活を目指して	持続可能な消費生活のために [] を実践する	

第2章応用編	・食品ロス削減のためにできることを考えよう	☆☆☆☆☆
食品ロス削減	食材をむだにしないために [] 工夫する	

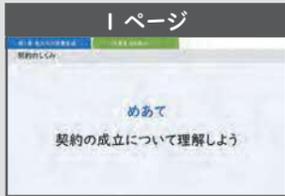
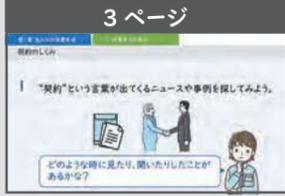
1 消費生活と契約

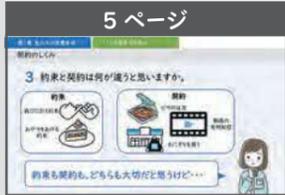
学習のねらい

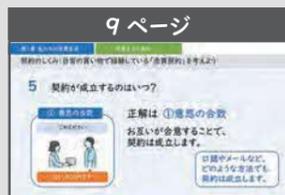
小学校における「買い物の仕組み」の学習を踏まえ、契約が法律に則ったきまりであり、売買契約が成立するためには消費者及び販売者の合意が必要であることや、既に成立している契約には法律上の責任が伴うため消費者の一方的な都合でやめることができないことを理解させる。

進め方

約束と契約の違いについて考えさせる。契約は特別なことではなく、買い物などを通して日頃から行われていることに気付かせる。

スライド	学習内容とねらい	教師の支援
	<p>本授業では、毎日多くの消費行動がおこなわれていること、「契約」とは何かを学んでいくことを理解する。</p> <p>この授業では、自分や家族の生活のなかで多くの消費行動が行われていることに気づき、その消費行動で最も大切な“契約”について考えていきたいと思えます。</p>	<p>めあてを示し、この時間に学習することを理解させる。</p>
	<p>「契約って何?」、「契約の基本」、という内容です。では最初に、「契約って何?」について学んでいきましょう。</p>	<p>この時間に学習する内容を示す。</p>
	<p>“契約”という言葉がどのような場面で使われているかを考え、発表する。</p> <p>はじめに、“契約”という言葉はどのような時に使われているのか、探してみましょう。例えば、最初のイラストのような『契約書』という言葉聞いたことはあると思います。他にも、身近なところではスマートフォンの売買契約や保険の契約、2枚目のイラストのように『2つの会社の間で契約が成立した』というニュースを聞いたことがある、という人もいないかもしれませんね。</p>	<p>考えている時間中は机間指導し、ヒントを与える。クリックし、イラスト1・2挿入。</p> <p>ニュースの他にも身近な事例を紹介し、日常生活で使われていることに気付かせる。</p>
	<p>身近な5つの事例から、“契約”に当たるものがどれかを考える。</p> <p>次の5つの例のうち、“契約”に当たるのはどれでしょう。考えてみましょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①友達と週末に遊びに行く約束をする。 ②電話でピザを注文する。 ③妹におやつを多くあげる約束をする。 ④コンビニエンスストアでおにぎりを買う。 ⑤インターネットで有料の動画配信を見る。 <p>(クリック) 正解は、②、④、⑤です。</p>	<p>机間指導を行い、必要に応じて助言する。</p>

スライド	学習内容とねらい	教師の支援
	<p>“約束”と“契約”の事例の特徴を考え、発表する。</p> <p>それでは、“約束”と“契約”は、何が違うのでしょうか。“約束”に当たる①・③と、“契約”に当たる②・④・⑤には、それぞれどのような特徴がありますか?考えてみましょう(グループで話し合しましょう)。</p> <p>答えの例1(お金のやり取りの有無) そうですね、①と③にはお金のやり取りはないですが、②と④と⑤はお店でピザやおにぎりを買ったり、有料のサービスを受けていますね。 答えの例2(相手との関係性) なるほど、①と③は友達や妹など身近な人とのやりとりですが、②と④と⑤はお店や業者さんとのやりとりですね。</p>	<p>約束と契約の違いを考えさせる際にはヒントを与え、答えが出るよう促す(「お金払っているのどっち?」など)。</p>
	<p>“契約”が法律によって保護された約束であること、違反すれば法律で罰せられることを知る。また、スライド例以外にも様々な契約があることに気付く。</p> <p>それは、両者で決めた内容が法律で保護されているかいないか、の違いです。 “契約”で決めたことは、法律によって保護されています。契約を守らなければ『契約違反』となり、法律で罰せられます。“約束”であれば、約束した両者の話し合いで、その都度、決めたことの内容を変更することもできます。もし、約束を守らなかったとしても、そのために法律で罰せられることはありません。私たちは毎日、様々な場面で契約を結んでいます。先ほどの②・④・⑤の例以外にも、美容院で髪を切る、汽車やバスに乗る、レストランの予約をする、という行為も契約です。関連資料『契約について学ぼう』は、契約について詳しく記載しているので、資料を確認して、契約とは何か、記入してください。(正解:法的責任を伴う約束である。)</p>	<p>スライド以外の様々な契約事例を紹介し、契約が身近なものであることに気付かせる。</p> <p>クリックし、イラスト1・2挿入。クリックし、関連資料提示。</p>
	<p>続いて、「契約の基本」について学んでいきましょう。</p>	
	<p>買い物する時、どの時点で契約が成立するかを考え、発表する。</p> <p>先ほど、私たちは買い物をするときに、“契約”していることを確認しました。では契約が成立する、つまりお互いの約束が成り立つのは、この3つのうち、どの場面でしょうか?</p> <ol style="list-style-type: none"> ①消費者の買いたい意思と、販売者の売りたい意思が合致した時(意思の合致)。 ②意思の合致の後、お金の受け渡し(スライドはスマホ決済)が終了した時(支払い)。 ③支払の後、販売者が消費者に商品を渡した時(商品引渡し)。 	



消費者と販売者の意思の合致がなされた時点で契約が成立していることを理解する。

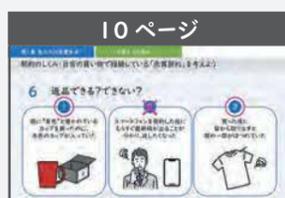
正解は①です。契約の成立とは、つまり取り決めの内容が決まるということです。このために必要なのは、意思の合致、つまりお互いが取り決めの内容に合意することです。

消費者・販売者それぞれに権利と義務が生じることを確認する。

契約が成立すると、その内容の実行について、お互いに義務と権利が生まれます。買い物場合は、消費者には商品を受け取る権利と代金を支払う義務、販売者には代金を受け取る権利と商品を渡す義務が発生します。

契約書がなくても契約は有効であることを確認する。

契約書がなくても口頭で契約は成立します（有効です）。高額で複雑な契約の場合は、お互いに内容をしっかり確認できるよう、契約書を作ります。



買った商品が返品できる場合と、できない場合を考え、発表する。

買った商品は、返品ができない場合もあります。次の3つのうち、返品できるものに○、そうでないものに×を記入してください。
①箱に“青色”と書かれているカップを買ったのに、赤色のカップが入っていた。
②スマートフォンを契約した後に、もうすぐ最新版が出るのが分かり、返したくなった（その後最新版を購入する予定）。
③買った後に袋から取り出すと服の一部がほつれていた。

(クリック)①と③は売った側が契約どおりの内容をしていないことが原因なので、返品できます。②は買った人の一方的な都合なので、基本的には返品できません。(お店の人が合意すれば返品できることもあります)

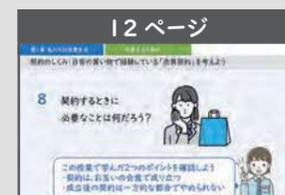


成立した契約のルールを確認する。

「買い物という、私たちの生活で一番身近な“契約”のルールについて確認しましょう。(ヒント例：フリーマーケットで、『後で買いに来るから他の人に売らないで』と言われたので売らずに待っていたのに、『やっぱりいらない』と言われたらどうだろう)」

契約はお互いの合意で決めた内容なので、守ることが基本です。「消費者、販売者どちらか一方の都合だけでやめることはできない」ことが基本ルールです。しかし、お互いが合意すれば、やめることもできます。

意見が出やすいよう、机間指導しながらヒントを出す。



契約する前に、よく確認したり考えたりすることが大切であることを理解する。

それでは、契約するときに何が必要なのか、考えてみましょう。

契約のときには、事前によく考えたり、確認したりすることが大切です。この時間に学んだ事を、これからの消費生活に活かしていきましょう。

意見が出やすいよう、机間指導しながら授業の振り返りを行う。

例：一度購入すれば原則として返品できないことを知っておく、買う前に本当に必要なものか考える、返品のルールを確認しておく、分からないことは質問するなど納得するまで確認する、など。考えている途中でクリックし、授業のポイントを確認する。

第1章 私たちの消費生活 | 消費生活と契約

契約のしくみ

めあて 契約の成立について理解しよう

1. “契約”という言葉が出てくるニュースや事例を探してみよう。



2. 私たちの生活には、たくさんの契約があり、毎日いろいろな契約をしています。

次のうち、“契約”はどれだろう。

- ① 友達と週末に遊びに行く約束をする



[]
- ② 電話でピザを注文する



[]
- ③ 妹におやつを多くあげる約束をする



[]
- ④ コンビニエンスストアでおにぎりを買う



[]
- ⑤ インターネットで有料の動画配信を見る

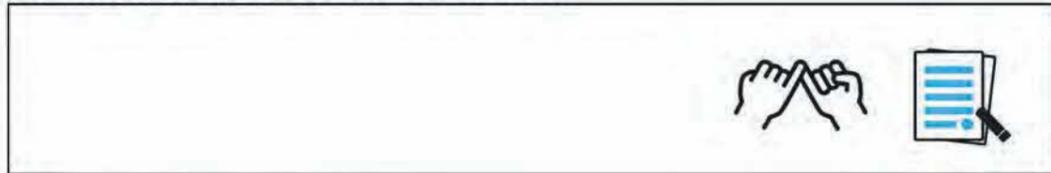


[]

第1章 私たちの消費生活 | 消費生活と契約

契約のしくみ

3. 約束と契約は、何が違うと思いますか。(話し合って記入しよう)



4. 契約とは何だろう。(資料を確認して記入しよう)



第1章 私たちの消費生活 | 消費生活と契約

契約のしくみ: 日常の買い物で経験している「売買契約」を考えよう

5. 買い物で、“契約”が成立するのはいつ?



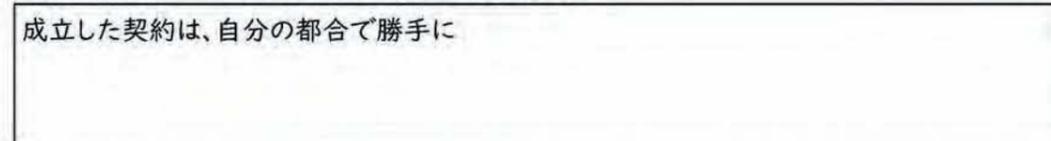
6. 返品できる?できない?



第1章 私たちの消費生活 | 消費生活と契約

契約のしくみ: 日常の買い物で経験している「売買契約」を考えよう

6. 成立した契約のルールについて、以下の文章の続きを記入しよう。



7. 契約するときに必要なことは何だろう?



第1章 私たちの消費生活 | 消費生活と契約

契約のしくみ

めあて 契約の成立について理解しよう

1. “契約”という言葉が出てくるニュースや事例を探してみよう。

(例) アパートを借りる、家を買う、スマホを買う、プロスポーツ選手の契約、
印鑑、契約書、法律



2. 私たちの生活には、たくさんの契約があり、毎日いろいろな契約をしています。
次のうち、“契約”はどれだろう。

- ① 友達と週末に遊びに行く約束をする

[]
- ② 電話でピザを注文する

[○]
- ③ 妹におやつを多くあげる約束をする

[]
- ④ コンビニエンスストアでおにぎりを買う

[○]
- ⑤ インターネットで有料の動画配信を見る

[○]

第1章 私たちの消費生活 | 消費生活と契約

契約のしくみ

3. 約束と契約は、何が違うと思いますか。(話し合って記入しよう)

(正解が出なくてもいいので、自由に記入させる。)



4. 契約とは何だろう。(資料を確認して記入しよう)

契約とは、
法的責任を伴う約束である。



第1章 私たちの消費生活 | 消費生活と契約

契約のしくみ: 日常の買い物で経験している「売買契約」を考えよう

5. 買い物で、“契約”が成立するのはいつ?

① 意思の合致

これください

はい、5500円です

[○]

② 支払い

〇Δペイをお願いします

[]

③ 商品引渡し

商品を渡します

[]

6. 返品できる?できない?

①

箱に“青色”と書かれているカップを買ったのに赤色のカップが入っていた場合

[○]

②

スマートフォンを契約した後に、もうすぐ最新版が発売されるのが分かり、返したくなった場合。

[×]

③

買った後に袋から取り出すと服の一部がほつれていた場合

[○]

第1章 私たちの消費生活 | 消費生活と契約

契約のしくみ: 日常の買い物で経験している「売買契約」を考えよう

6. 成立した契約のルールについて、以下の文章の続きを記入しよう。

成立した契約は、自分の都合で勝手にやめることはできない

7. 契約するときに必要なことは何だろう?

●自分で考えたこと

(答えは1つではないので、自由に記述させる。)



●みんなで考えたこと



■関連資料 契約について学ぼう

■契約とは

私たちは毎日の生活の中で、意識していなくても様々な「契約」をしています。契約とは「法的責任」を伴う約束のことで、一度成立すると法律上の権利と義務が発生します。

契約には、店でものを買う(売買契約)、家を借りる(賃貸借契約)、バスや汽車、電車に乗る(運送契約)、電話を利用する(通信サービス利用契約)など様々なものがあります。

例えば、売買契約は、商品の売主の「売りたい」という意思と買主の「買いたい」という意思が**合致したとき**、つまり**お互いが合意したときに成立**します。



〈売買契約の成立の仕組み〉



お互いに法律上の権利と義務が生じる。一方的にやめること(返品など)はできない^①。

消費者には、販売者に商品の代金を支払う義務、商品を受け取る権利
販売者には、消費者に商品を引き渡す義務^②、商品の代金を受け取る権利

- ① 一方的にやめることはできませんが、「レシートがあれば」「1週間以内であれば」など、一定の条件で返品できる場合があります。この場合は店や商品によって違うので、確認するようにしましょう。
- ② 引き渡した商品や表示、販売方法に問題があるなど、販売者が義務を果たしていない場合は返品できます。

- ◎ 一旦、成立した契約は、自分の都合で勝手にやめることはできないのが基本なので、いつ、どのように契約が成立するかが重要になります。
- ◎ 私たちは、すべての買物で契約を結んでいます。買物では、契約の前に商品の必要性をよく考え、価格や品質など情報収集をしておくことが大切です。

■契約書とは

契約の金額が高額、あるいは契約内容が複雑な場合には、契約書を作ります。書面にした方が内容をはっきり確認することができ、「言った」「言わない」などのトラブルも少なくなるからです。一方、その場で商品の引き渡しと代金の支払いが完了する場合は、契約書が作成されることはほとんどなく、レシートが契約のしるしとなります。



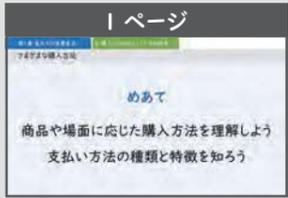
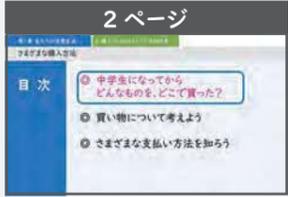
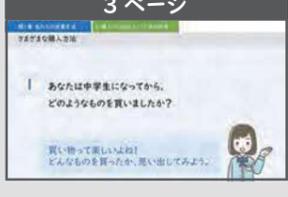
2 購入方法と支払い方法の特徴

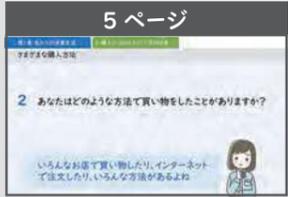
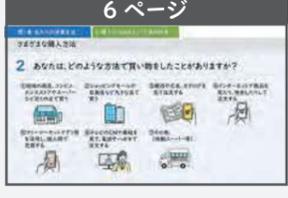
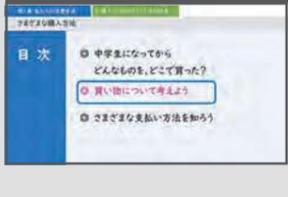
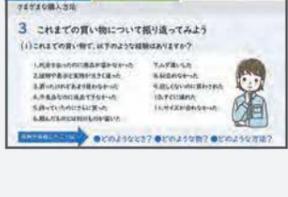
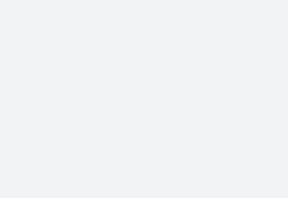
学習のねらい

小学校における現金等による店舗購入に関する学習を踏まえ、多様化している購入方法の特徴について理解させるとともに、インターネットを介した通信販売等の無店舗販売も取り上げる。
また、多様化している支払い方法についての学習を通じて、中学生である自らにとって最適な支払い方法を主体的に選択する必要性を認識させる。

進め方

中学生にとって身近な買い物の事例から、自らの消費行動について振り返らせる。また、失敗事例を通して今後気をつけなければいけないことを考えさせる。
様々な支払い方法の特徴を紹介し、それぞれのメリット・デメリットを理解させる。

スライド	学習内容とねらい	教師の支援
 <p>1 ページ</p> <p>めあて 商品や場面に応じた購入方法を理解しよう 支払い方法の種類と特徴を知ろう</p>	<p>本授業では、多様化している購入方法の特徴と、それらの利点と問題点を理解する。</p> <p>この授業では、商品や場面に応じた購入方法を理解し、また支払い方法の種類とどのような特徴があるのかを学びたいと思います。</p>	<p>めあてを示し、この時間に学習することを理解させる。</p>
 <p>2 ページ</p> <p>目次 ● 中学生になってからどんなものを、どこで買った？ ● 買い物について考えよう ● さまざまな支払い方法を知ろう</p>	<p>今日学習する内容は「中学生になってからどんなものを、どこで買った?」、「買い物について考えよう」、「さまざまな支払い方法を知ろう」、です。でははじめに、「中学生になってからどんなものを、どこで買った?」について学んでいきましょう。</p>	<p>この時間に学習する内容を示す。</p>
 <p>3 ページ</p> <p>あなたは中学生になってから、どのようなものを買いましたか？</p>	<p>中学生になってから買ったものを考える。</p> <p>あなたは中学生になってから、どのようなものを買いましたか？</p>	
 <p>4 ページ</p> <p>あなたは中学生になってから、どのようなものを買いましたか？</p>	<p>中学生になってから購入したものを発表する。</p> <p>購入方法は店舗、通信販売、インターネット購入などはありません。 また、⑤ゲームソフトは実物購入、インターネットでのダウンロード等どちらも含まれます。 様々な商品がありますね。①から⑨に分類できないものは⑩の「その他」に入れてくださいね。 (⑩の例：自転車、スマートフォン、医薬品など) 小学生の時よりも、欲しいものの内容が変わったり、買うものの種類が増えたり、値段が高くなっていたりしていませんか？</p>	<p>自分で購入したもの、購入してもらったものを答えさせる。</p>

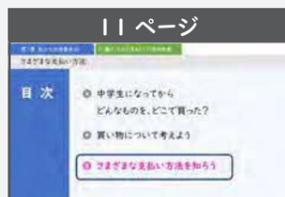
スライド	学習内容とねらい	教師の支援
 <p>5 ページ</p> <p>あなたはどのような方法で買い物をしたことがありますか？</p>	<p>購入方法について考える。</p> <p>それらの商品はどこで、またはどのような方法で買いましたか？</p>	
 <p>6 ページ</p> <p>あなたは、どのような方法で買い物をしたことがありますか？</p>	<p>様々な購入方法があることを確認し、ワークシートに記入する。</p> <p>お店で購入する以外に通信販売などもありますね。</p>	
 <p>7 ページ</p> <p>目次 ● 中学生になってからどんなものを、どこで買った？ ● 買い物について考えよう ● さまざまな支払い方法を知ろう</p>	<p>次に、買い物について考えてみましょう</p>	
 <p>8 ページ</p> <p>これまでの買い物について振り返ってみよう</p>	<p>これまでの買い物における失敗経験を振り返り、ワークシートに記入する。</p> <p>これまでの買い物で、「失敗した!」と思う経験はありませんか? 「1から11まで全部ある」、という人も多いと思います。 私も1から11まで全部あります(この部分は教師による)が、特に○番をよく覚えています</p>	<p>教師が自分の失敗例を話し、答えを出しやすくする。</p>
 <p>9 ページ</p> <p>これまでの買い物について振り返ってみよう</p>	<p>自分が失敗した買い物経験について、その状況や商品、購入方法を分析する。</p> <p>自分が『失敗した!』と思う買い物は、どのような時に、どのような物を、どのような方法で購入した時か、考えてみましょう。 (7の例：中学時代の修学旅行[どのような時]で、友達みんなでお土産用の木刀[どのような物]をお店で買った[どのような方法]。) (11の例：マラソン大会前[時]にシューズ[物]をネット通販[方法]で購入したが、つま先の幅が狭くて走りにくい。)</p>	<p>生徒がイメージしやすいよう、最初に具体的な事例をあげる。また、同じような失敗を多くの人がしていることに気付かせ、発表しやすい雰囲気にする。</p>
 <p>9 ページ</p> <p>これまでの買い物について振り返ってみよう</p>	<p>失敗しないために気をつけることを考え、発表する。</p> <p>それでは、先ほどのような失敗を繰り返さないためにはどのようなことに気をつければ良いでしょうか。3つ考えてみましょう。いろんな考えがありますね。</p>	<p>クリックし、関連資料提示。</p>
	<p>関連資料「様々な購入方法から選ぼう」に購入方法の特徴を詳しく記載しているので、参考にしてください。</p>	



本、衣服、自転車について、買いたいと思う場所や方法、その理由を考える。最初は自分で考え、次にグループで考える。

本、衣服、自転車について、どこで買いたいと思いますか。買いたいと思う場所・方法を考え、グループで話し合ってください。(ある程度話し合ったのを確認し)

いろいろな方法や理由がありましたね。『これだけが正しい!』という答えはありません。商品や場面に応じた購入方法を自分で考え、選択することが大切です。



※ワークシートはありません。四国地区中学校 技術・家庭科研究会「技術・家庭科ノート 家庭分野」p72 をご利用ください。

最後に、支払い方法の種類と、それぞれの特徴をみてみましょう。

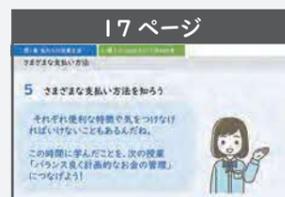
これから利用したい購入形態を本、衣服、自転車ごとに考え、記入させる。授業の残り時間が少ない等、状況によっては最初からグループ活動とする。

各支払い方法の概要を説明する。残り時間の関係から、特徴を簡潔に説明する。



クレジットカードの仕組みを知る。

最後に、クレジットカードの仕組みについてです。クレジットとは「信用」という意味です。クレジット契約は、クレジットカード会社が利用者（消費者）を信用して代金を立て替え、お店側に支払い、利用者が後で代金をクレジットカード会社に支払う仕組みです。つまり、クレジットカードを使うということは、クレジットカード会社に借金をしているということです。

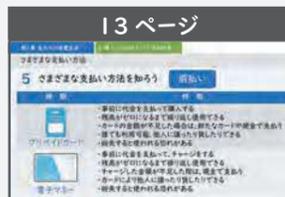


この授業では購入方法や支払い方法についてたくさん学びましたね。今回の内容を、次の授業の「バランス良く計画的な金銭管理」につなげましょう。

机間指導しながら授業の振り返りを行う。この時間に学んだ内容が次の授業とリンクしていることを伝える。



支払い方法には、さまざまなものがありますが、タイミングによって、前払い、即時払い、後払いに分類できます。



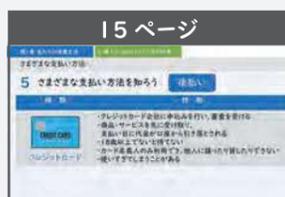
支払い方法の種類を知る。

前払いは、事前にカードを購入したり、チャージして使えます。種類はプリペイドカードや電子マネー等があります。

毎回現金を用意しなくて済み、入金額も自分で設定できるので使いすぎない、というメリットがあります。しかし、誰でも使えるので紛失すると他人に使われる恐れがあります。



次に即時払いです。現金やデビットカードがあります。使いすぎになりにくい、分かりやすいなどのメリットがありますが、毎回用意する必要があります。また、デビットカードは銀行口座に残高がなければ使用できません。



続いて後払いです。おもにクレジットカードでの買い物や公共料金の支払いがこれに当たります。事前に商品を手し、期日までに一括または分割で支払います。手持ちの現金や口座残高がなくても買い物できるため、広く普及しています。しかし、クレジットカードには年齢や所得制限などがあり、中学生の皆さんは取得も使用もできません。また、使いすぎになりやすい、分割であれば手数料がかかる、など気をつけなければならないことも多くあります。

参考文献

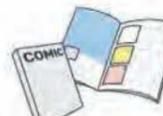
- ・消費者庁「社会への扉」、「社会への扉」教師用解説書
- ・公益社団法人全国消費生活相談員協会「契約の達人」
- ・経済産業省WEBサイト「平成26年商業統計調査 業態分類」
(<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syouguyo/result-1/pdf/6h26k-gyoutai.pdf>)
- ・国民生活センターWEBサイト「各種相談の件数や傾向」
(https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/)
- ・一般社団法人 日本クレジット協会「先生のためのクレジット教育実践の手引」
- ・一般社団法人 日本クレジット協会「クレジットワークブック」

第1章 私たちの消費生活 2 購入方法と支払い方法の特徴

さまざまな購入方法

めあて 商品や場面に応じた購入方法を理解しよう
支払い方法の種類と特徴を知ろう

1. あなたは中学生になってから、どのようなものを買いましたか(当てはまる番号すべてに ○ をしよう)

①本  []	②お菓子・飲み物  []	③食品  []	④衣料品  []	⑤ゲームソフト  []
⑥デジタルコンテンツ  []	⑦文具類  []	⑧漫画・雑誌  []	⑨日用品 (身だしなみ用品など)  []	⑩その他 (自転車など)  []

第1章 私たちの消費生活 2 購入方法と支払い方法の特徴

さまざまな購入方法

3. これまでの買い物について振り返ってみよう

(1) これまでの買い物で、以下のような経験はありますか?当てはまる番号すべてに○をつけよう。

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1.代金を払ったのに商品が届かなかった | 7.ムダ遣いした |
| 2.説明や表示と実物が大きく違った | 8.似合わなかった |
| 3.買ったけれどあまり使わなかった | 9.欲しくないのに買わされた |
| 4.不良品なのに返品できなかった | 10.すぐに壊れた |
| 5.持っていたのにさらに買った | 11.サイズが合わなかった |
| 6.頼んだものとは別のものが届いた | |

(2) 同じ失敗を繰り返さないために、どのようなことに気を付ければよいでしょうか。3つ挙げよう。

その一	
その二	
その三	

第1章 私たちの消費生活 2 購入方法と支払い方法の特徴

さまざまな購入方法

2. あなたは中学生になってから、どのような方法で買い物をしたことがありますか(当てはまる番号すべてに ○ をしよう)

①地域の商店、コンビニエンスストアやスーパーなど近くの店で買う  []	②ショッピングモールや百貨店など大きな店で買う  []	③雑誌や広告、カタログを見て注文する  []	④インターネットで商品を見たり検索したりして注文する  []
⑤フリーマーケットアプリ等を活用し個人間で売買する  []	⑥テレビのCMや番組を見て電話やハガキで注文する  []	⑦その他(移動スーパー等)  []	

第1章 私たちの消費生活 2 購入方法と支払い方法の特徴

さまざまな購入方法

4. これから次のものを購入するときに、どこで買いたいと思いますか。買いたいと思う場所・方法とその理由を考えてみよう。

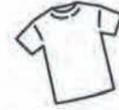
商品	場所・方法	理由
本 	自分の考え	
	グループで話し合ったこと	
衣服 	自分の考え	
	グループで話し合ったこと	
自転車 	自分の考え	
	グループで話し合ったこと	

第1章 私たちの消費生活 2 購入方法と支払い方法の特徴

さまざまな購入方法

めあて 商品や場面に応じた購入方法を理解しよう
支払い方法の種類と特徴を知ろう

1. あなたは中学生になってから、どのようなものを買いましたか(当てはまる番号すべてに ○ をしよう)

①本  []	②お菓子・飲み物  []	③食品  []	④衣料品  []	⑤ゲームソフト  []
⑥デジタルコンテンツ  []	⑦文具類  []	⑧漫画・雑誌  []	⑨日用品 (身だしなみ用品など)  []	⑩その他 (自転車など)  []

第1章 私たちの消費生活 2 購入方法と支払い方法の特徴

さまざまな購入方法

3. これまでの買い物について振り返ってみよう

(1) これまでの買い物で、以下のような経験はありますか?当てはまる番号すべてに○をつけよう。

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1.代金を払ったのに商品が届かなかった | 7.ムダ遣いした |
| 2.説明や表示と実物が大きく違った | 8.似合わなかった |
| 3.買ったけれどあまり使わなかった | 9.欲しくないのに買わされた |
| 4.不良品なのに返品できなかった | 10.すぐに壊れた |
| 5.持っていたのにさらに買った | 11.サイズが合わなかった |
| 6.頼んだものとは別のものが届いた | |

(2) 同じ失敗を繰り返さないために、どのようなことに気を付ければよいでしょうか。3つ挙げよう。

その一	(「買う前によく考える」、「サイズを確かめてから買う」、「返品できるかどうか確かめておく」など、自由に記述させる。)
その二	
その三	

第1章 私たちの消費生活 2 購入方法と支払い方法の特徴

さまざまな購入方法

2. あなたは中学生になってから、どのような方法で買い物をしたことがありますか(当てはまる番号すべてに ○ をしよう)

①地域の商店、コンビニエンスストアやスーパーなど近くの店で買う  []	②ショッピングモールや百貨店など大きな店で買う  []	③雑誌や広告、カタログを見て注文する  []	④インターネットで商品を見たり検索したりして注文する  []
⑤フリーマーケットアプリ等を活用し個人間で売買する  []	⑥テレビのCMや番組を見て電話やハガキで注文する  []	⑦その他(移動スーパー等)  []	

第1章 私たちの消費生活 2 購入方法と支払い方法の特徴

さまざまな購入方法

4. これから次のものを購入するときに、どこで買いたいと思いますか。買いたいと思う場所・方法とその理由を考えてみよう。

商品	場所・方法	理由
本 	自分の考え	
	グループで話し合ったこと	
衣服 	自分の考え	
	グループで話し合ったこと	
自転車 	自分の考え	
	グループで話し合ったこと	

■関連資料 さまざまな購入方法から選ぼう

■店舗販売と無店舗販売

商品の販売方法は時代により大きく変化しています。販売方法は、大きく店舗販売と無店舗販売の2つに分けられます。

〈店舗販売と無店舗販売の特徴〉

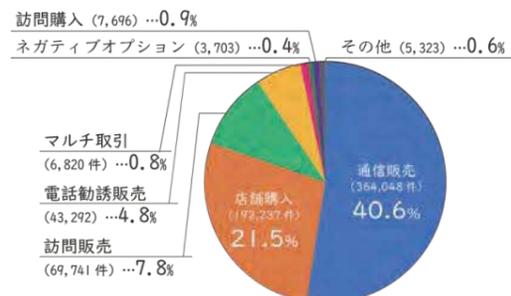
店舗販売	無店舗販売
商店やスーパーなど店舗で商品の現物を販売すること。 例) 商店、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、専門店、家電大型専門店、産地直売所など	店舗の外や店舗を持たずに商品を販売すること。 例) 通信販売(カタログ、雑誌、テレビ、インターネット、産地直送)、自動販売機販売、移動販売、街頭販売、宅配、仕出、訪問販売など

■通信販売の特徴

最近では、無店舗販売の1つである通信販売を利用する人が増えてきました。通信販売は店舗販売と比べるとどのような特徴があるのでしょうか。

	店舗販売	通信販売
利点	<ul style="list-style-type: none"> 商品を見て買える 使い勝手などを確認できる 使用方法や組み立て方、手入れの方法などを店頭で確認することができる お店の人に質問したり、アドバイスをもらったりできる 	<ul style="list-style-type: none"> 家で買い物ができる お店に行かなくてもいいので、時間や交通費の節約になる お店より安い場合がある インターネット通販では、手軽にほかの店と比較したり、評判を調べたりできる
問題点	<ul style="list-style-type: none"> お店に行く時間や交通費が必要である 他のお店と比較する場合は、時間が必要である お店の人に勧められると、断りにくい場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 商品を見て確認できない 使い勝手などを確認できない 商品が届いて試すと返品できない場合も多い お金を払っても商品が届かないトラブルもある

■販売形態と消費者トラブル



※全国消費生活情報ネットワークシステムでは、販売購入形態を店舗購入と店舗外販売で分類しています。
店舗外販売・・・訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等
全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET2022)に登録されたデータより

販売形態別に消費生活相談の件数をみると、2022年度には通信販売が最も多く約36.4万件、第2位が店舗購入で約19.2万件、第3位が訪問販売で約7万件、第4位が電話勧誘販売で約4.3万件でした。中でもインターネット通販についての相談が多数を占めています。店舗外販売は、店舗購入の2倍程度のトラブルが発生しています。

■インターネット通販の注意点

最近では、インターネットを使ってショッピングするインターネット通販が人気です。お店に行かなくても商品の購入ができるため、利用者が増加しています。さらに、スマートフォンの普及によって、より身近になり、いつでもどこでも申し込めて便利となる反面、トラブルも発生しています。

インターネット通販では、「うまい話にはのらない」「操作ミスをしない」「情報はすべて読む」「証拠を残す」などの注意が必要です。

〈インターネット通販でみられる相談内容〉

- ・インターネット通販でスマートフォンケースを申し込み、代金を支払ったが商品が送られてこない。連絡しても対応がない。返金してほしい。
- ・フリマアプリでブランドのバッグを購入したが明らかに偽物とわかった。苦情をメールで伝えたが返答がない。
- ・スマートフォンから化粧品を格安で購入したら、2回目が届き定期購入だとわかった。返品したい。

〈インターネット通販で失敗しないためのポイント〉

- ① 通販サイトの安全性を確認する
サイトのURLの誤字脱字を探したり、検索エンジンでの検索で同じページが表示されるかを確認するなど
- ② 相手先及び商品やサービス内容、支払い方法等を必ず確認する
会社名、所在地、電話番号、価格、サイズ、代金の支払い方法、送料の負担、商品の引き渡し方法、返品の可否や条件、解約手数料など
- ③ 個人情報の入力は慎重に行い、最小限にする
- ④ 事業者団体のマークを確認するとともに
会社情報を細かくチェックする

【プライバシーマーク】



【ジャドママーク】



■トラブルに巻き込まれやすい販売形態

無店舗販売には、トラブルに巻き込まれやすいものもあるので注意しましょう。
キャッチセールス: 駅や繁華街などの路上で「アンケートに答えるとエステの無料体験ができます」「芸能人・モデルに興味はありませんか」などと声をかけ、営業所等に連れていき、言葉巧みに高額な商品を勧めたりローンを組ませたりします。
アポイントメントセールス: 電話やはがきなどで「あなたが当選しました」「あなたがモニターに選ばれました」などと呼び出し、高額な商品を勧めたりローンを組ませたりします。
マルチ商法: 「商品を売って会員を増やせば、マージン(もうけ)がもらえる」「楽に稼げる」などと誘い、販売組織に入会させたり、ローンを組ませたりします。

3 バランス良く計画的なお金の管理

学習のねらい

金銭を適切に管理し、収支バランスを図ることは消費生活の基本である。考えたり工夫したりしながら限りある金銭を有効に使うことは主体的な消費生活の基盤となり、生活の充実につながる。また、「支出計画」を立てる活動を通して、予算の範囲内で使い方を具体的に考えるという計画的な金銭管理の方法を身に付けさせる。

進め方

お金の使い方を各自で考え記入させ、グループで意見を共有させる。また、収支のバランスを保つためには、各家庭の状況に応じて必要性を判断し、優先順位を考慮して支出を調整することが重要であることを理解させる。

「支出の分類」で1時限、「支出計画を立てよう」で1時限取るように構成しているが、合わせて1時限とする場合は支出計画に時間配分を多く取るのが望ましい。また、クラスの状況に応じて「1か月の支出計画」と「学校行事での支出計画」どちらでもよい。

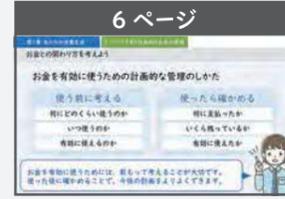
スライド

学習内容とねらい

教師の支援

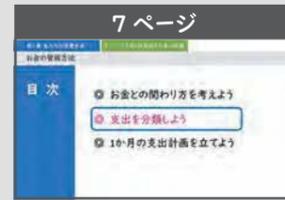


関連資料1には、『かぎりある金銭』という言葉があるので、スライドは『かぎりある』としています。また、他に『こんな答えを考えた』という人はいますか？
例：たいせつな、生きている、など
(一斉に画面に表示し、答えを紹介していく)

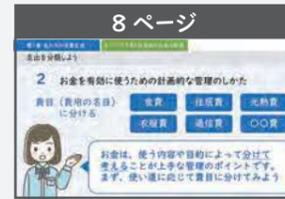


現代の消費生活では、お金を有効に使うことが欠かせません。有効に使うためには、計画的に管理することがポイントです。計画的な金銭管理とは、お金を使う内容や時期などをあらかじめ考えたり、何にどれくらい使ったのかを確かめたりしながら、かぎりある金銭を自分の生活のためにやり繰りすることです。お金の管理は、収入以上に支出しないというのが大原則です。

お金は使ってしまった後ではどうすることもできないため、有効に使うためには、前もって考えることが大切です。また、使った後に残っている額や買ったものを有効に使えたかどうかを確かめることで、今後の計画をよりよくすることができます。



では、支出を分類しましょう。



お金は、使う内容や目的によって分けて考えることが上手な管理のポイントです。食費や光熱費、住居費のように使い道に応じて分類します。次のスライドで、生活に必要な支出を、どのように分けたらよいかを考えてみましょう。



様々な生活費が必要なことに気づき、「毎月必ず買ったり支払っているもの」、「ときどき買ったり支払っているもの」、「節約できるもの」に分類する。

○の色分けを指示する。生活費には多くの種類があることに気付かせ、分類させる。なお、分類の判断には家庭状況や個人によって違いがあることにも配慮する。



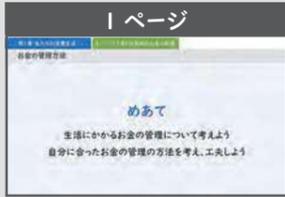
私たちの生活に必要なお金ですが、こんなに多くの種類があることに驚きですね。それでは、これらを自分の考えていいので、『毎月必ず買ったり支払っているもの』、『ときどき買ったり支払っているもの』、『節約できるもの』に分類してみましょう。ワークシートにそれぞれの色で○を付けて下さい。それぞれの家庭ごとに分類の仕方はさまざまです。次の時間は、皆さんが一人暮らしをするときに必要なお金の支出計画を立ててみたいと思います。

(例えばペット関連の支出の場合、Aさんは「節約できる」に、Bさんは「毎月必要」に分類する、等。)

スライド

学習内容とねらい

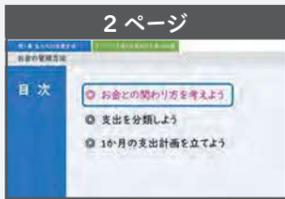
教師の支援



本授業では、金銭を適切に管理し、限りある金銭を有効に使うことが主体的な消費生活の基盤となることを理解する。

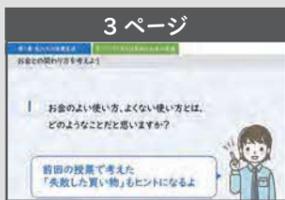
めあてを示し、この時間に学習することを理解させる。

この授業では、生活にかかるお金について考え、自分に合ったお金の管理の仕方を学びたいと思います。



今日の授業は、お金を有効に使うための計画的な管理の仕方について勉強します。そして、次の時間の『1か月の支出計画を立てよう』とあわせて、お金はどのように管理していかなければならないのかを学んで欲しいと思います。

この時間に学習する内容を示す。



お金のよい使い方、よくない使い方について考え、発表する。

机間指導しながらヒントを出す。また、1章2で扱った「失敗したと思う買い物事例」にもふれ、生徒に考えさせる。

それでは最初に、お金の使い方について考えてみましょう。よい使い方、よくない使い方とはどのようなことでしょうか。前回の授業の『失敗した買い物』もヒントになると思います。
・ヒント例「欲しい、と思った物を全部買ったらどうなるだろう？」等。

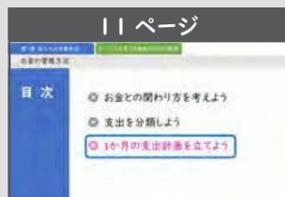
授業展開では最初からグループ活動とする。



文中の空欄に記入する言葉を考えグループで発表しよう。グループで1つの意見にまとめ全体で発表する。

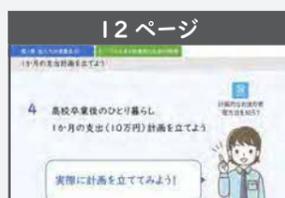
関連資料1冒頭の「■計画的な金銭管理とは」を示し、答えを考えさせる。

計画的な金銭管理のポイントとなる言葉を考えてみましょう。四角の中はひらがな・カタカナ・漢字は問いません。また、ワークシートでは5文字ですが、4文字や6文字でも大丈夫です。

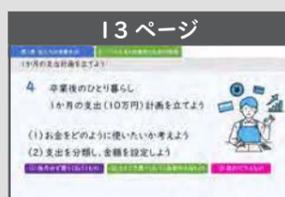


今日の授業は、前回の続きとして皆さんに1か月の支出計画を立ててもらい、どのようにお金を管理していかなければならないのかを学んで欲しいと思います。

この時間に学習する内容を示す。



関連資料2では、「■衣服の予算と買物計画」が特に参考になると思います。



1か月10万円の支出計画を立てる。

それでは、実際に計画を立ててみましょう。計画の最初にお金をどのように使いたいのか、大まかな方向を考えましょう。ワークシートの3枚目に記入してもらいますが、「(2) 支出を分類し、金額を設定しよう」には、「家賃」、「食費」など費目の分類だけ記入し、金額は4枚目で答えて下さい。ワークシートの4枚目には、Aさんの1か月の支出計画が書かれています。Aさんは12万円の計画ですが、皆さんはこれをやりくりして10万円の支出計画を立ててください。なお、「寮費」の3万円は変更できません。「寮費」以外の項目である7万円を各項目に振り分けてください。どの項目をどう工夫したのか、「10万円生活のポイント」に記入して下さい。

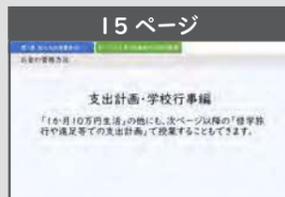
授業で扱った「計画的な金銭管理」を参考に支出を考えるよう説明する。



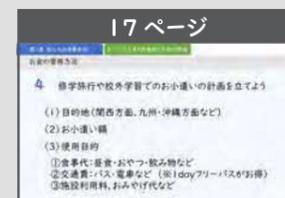
1か月10万円の支出計画を立てる。

支出計画を立てることができましたか？自分が立てた計画と、周りの人の計画を比べてみましょう。実際の生活では突然出費が必要になることも多く、計画通りに生活できるわけではありません。しかし、計画を立てているとそのような場合に、「この費目なら減らしても大丈夫」と対応することができると思います。普段の生活で中学生の皆さんが10万円も使うことはありませんが、お金を有効に使うための参考になったと思います。

授業の中で扱った「計画的な金銭管理」を振り返り、より具体的に自分の生活の支出について想像し、それにかかる金額について考える事ができるようにする。おおむね金額が記入できたらグループ内で共有させる。グループの代表者に自分の支出計画を発表させる。支出の項目や金額に理由がある場合は「10万円生活のポイント」に記入するように伝える。授業の感想を書かせ、発表させる。



関連資料2では、「■衣服の予算と買物計画」が特に参考になると思います。



お小遣い計画を立てる。

- (3)②のフリーパス例
- ・阪神阪急1300円、
 - ・OsakaMetro(大阪市内の地下鉄) 820円、
 - ・那覇バス(那覇市内均一区間内) 660円。
- (3)③の施設利用料例(中学生)
- ・海遊館1300円、
 - ・甲子園スタジアム見学1400円、
 - ・金閣寺300円、
 - ・天王寺動物園200円、
 - ・神戸市立王子動物園無料
- ※②・③とも2023年10月現在の価格

「(3) 使用目的」のうち、②や③は生徒がイメージしにくいかもしれないので、具体的な事例を示す。時間に余裕があれば生徒用タブレットで調べさせる事も可。



第1章 私たちの消費生活 3 バランス良く計画的なお金の管理

お金との関わり方を考えよう

めあて 生活にかかるお金の管理について考えよう
自分に合ったお金の管理の方法を考え、工夫しよう

1. お金のよい使い方、よくない使い方とは、どのようなことだと思いますか(考えて記入しよう)

自分で考えたこと	
お金のよい使い方	お金のよくない使い方
(模範解答ではなく、率直な様々な意見が出るように時間を取る。)	(模範解答ではなく、率直な様々な意見が出るように時間を取る。)
クラスの人の意見や資料を読んで学んだこと	
お金のよい使い方	お金のよくない使い方
(例) 計画的に使う。お金を使う内容や時期などを考える。何にどれくらい使ったのかを確かめる。自分の目的に合った使い方ができる。	(例) 無計画に使う。お金を使う内容や時期などを考えない。何にどれくらい使ったのか分からない。

2. 計画的な金銭管理のポイントとなる言葉を資料から確認しよう(当てはまる言葉を記入しよう)

お金とは **かぎりある** ものです

第1章 私たちの消費生活 3 バランス良く計画的なお金の管理

1か月の支出計画を立てよう

4. 高校卒業後にひとり暮らしをする場合の、1か月の支出(10万円)計画を立てよう

(1) お金をどのように使いたいか考えよう(例:〇〇にお金を使いたい、お金を貯めて〇〇したいなど)

寮費を除く7万円の使い方について、どの項目を重視するかを考えさせながら記入させる。

(2) 支出を次の3つに分類しよう(費目を入れよう。金額設定は次のページ)

毎月必ず買う(払う)もの	ときどき買う(払う)必要があるもの	節約できるもの

第1章 私たちの消費生活 3 バランス良く計画的なお金の管理

支出を分類しよう

3. 中学生のいる家庭生活には、次のa~tのような生活費がかかっています。

資料も参考にしながら、それぞれを分類してみましょう

①毎月必ず買う(払う)もの ②ときどき買う(払う)必要があるもの ③節約できるもの

a. 主食・副食費	b. お菓子・ジュース	c. 外食	d. 住居費	e. 家財道具	f. インテリア・園芸	g. 食器・調理器具
米パン・麺類、おかず、調味料など			家賃・住宅ローン		家具・緑化・家電	
h. 日用消耗品	i. 電気・ガス・水道	j. 平日用の服	k. 休日用の服	l. 医療費	n. 交通費	n. 自動車関連
ティッシュ、ゴミ袋、歯けん、洗剤など		制服・体操服、靴、下着、ジャマなど		病院・薬代・めがねなど	電車・バス・タクシー	車検代、整備費、自動車保険
o. 通信費	p. 学校教育費	q. 補助学習費	r. 教養費	s. 娯楽・交際費	t. その他雑費	
スマホ代、ネット接続、IP電話料、通話料など	学費、文房具など	参考書、塾、習い事など	書籍、新聞代など	映画、旅行、お祭り、プレゼントなど	数値代、ペット関連、化粧品など	

第1章 私たちの消費生活 3 バランス良く計画的なお金の管理

1か月の支出計画を立てよう

| 2万円かかってしまっているAさんの例をもとに、どのように10万円に収めるか考えよう。

費目		Aさんの例	自分の考え	費目		Aさんの例	自分の考え		
	寮費	(ここは変更できない)	30,000	30,000		交通費	バイク・自動車など移動にかかる費用	8,000	
	食費	外食が多いと、かかる費用は多い	30,000			被服費	衣服の費用	8,000	
	通信費	スマホ使用料・ネット回線費用	15,000			その他	日用品や化粧品、薬・治療費など	2,000	
	光熱費	電気・ガス・水道。値上がりする傾向	10,000			貯蓄	前もって金額を決めておくのがベスト	2,000	
	娯楽・交際費	ゲーム・音楽・映画・旅行などの費用	15,000		合計			120,000	
10万円生活のポイント		(例) 格安スマホを使う。自転車で移動する。リユース・リサイクル商品を安く買う。							

■関連資料 生活にかかるお金について知ろう

■計画的な金銭管理とは～消費生活の一番の基本～

計画的な金銭管理とは、お金を使う内容や時期などをあらかじめ考えたり、何にどれくらい使ったのかを確かめたりしながら、かぎりある金銭を自分の生活のためにやり繰りすることです。

お金の管理は、収入以上に支出しないというのが大原則です。お金は使ってしまった後ではどうすることもできないため、有効に使うためには、前もって考えることが大切です。将来にわたって、支出が収入の中に収まり、自分の目標に合った使い方ができるよう先を見越しながら考えましょう。

■主体的な消費生活のために

現代の社会では、生活のために必要なさまざまな商品をお金の支払いを通じて手に入れて使っています。このことを**消費生活**といいます。使う物を自分で作る自給自足の生活とは違い、お金は現代の消費生活には欠かせないものです。同時に、お金を通じて色々なものを手にすることもできます。

収入の中で出費していたとしても、計画がないと生活がお金に振り回されがちです。自分のお金の使い方に自信が持てず、何にどれくらい支出できるのかが分からないと、毎日の生活を不安な気持ちで過ごすことにもなります。

自分の考えで計画的にお金を使えるようになることは、自立した生活の第一歩です。さまざまな価値観があるなかで自分の考えを明らかにし、何に、いくら、いつ使うかを判断できるようになりましょう。

■お金を分けて考える

お金は、使う内容や目的によって分けて考えることが上手な管理のポイントです。

(1) 費目に分ける

家の中の物を整理整頓するのに「文房具」「薬」など、種類ごとに分けて引き出しにしまうように、お金の管理でも使い道によって分けて整理するのが管理の第一歩です。使い道に応じた分類のことを費目（費用の名目）といいます。例えば、食べるために使う費用は「食費」、住まいのための費用は「住居費」です。



(2) 必需的なもの、選択的なものに分ける

家庭での生活費は、大きく2種類に分けられます。

必需的支出:生活のために欠かせないものに使う費用

選択的支出:使うかどうかを選べるものに使う費用

必要な物(ニーズ)と、欲しいもの(ウォンツ)とも言います。

例えば、食費、住居費、光熱費、衣服費などは生活のために欠かせませんが、娯楽・交際費、教養費などは、必ず必要とはいえません。また、食費の中でも、主食やおかずは必要ですが、お菓子やジュースはどうでしょうか。このように同じ費目の中に、必需的支出と選択的支出とが混じっていることもあります。

また、スマートフォンやインターネット接続などの通信費を必需品だと思う人が多いかも知れませんが、近年に普及したものです。自動車も交通手段が豊富でない場所だと必需品ですが、交通手段の豊富な場所に住む場合には贅沢品とされる場合もあります。

自分にとっての必需品は何かを考え、予算を立てるときは必需品から考えます。



(3) 支出の頻度で分けて考える

毎月必ず出費があるものと、年に数回か、それ以下しか出費がないものなど、費目によって支出する回数は異なります。食費や光熱費は、毎月必ず出費がありますが、衣服費は年に数回か、それ以下の出費ですみます。

必ず毎月の支出があるものは、毎月の収入の中に収めなければなりません。支出の回数が少ないものは、必要ときに買うことができるようお金を用意しておかなければなりません。

■計画と予算

計画するとは、ある事を行うために、あらかじめ方法や順序などを考えることです。計画する際には、考えた内容を紙に書くことが必要です。いくらいい計画を持っていても、頭の中にあるだけでは具体的にはならず、そのうちに忘れてしまいます。また、家族の協力が必要なことが多いため、相談するときに紙に書かれた計画があるとおたがいに理解しやすくなります。

収支の計画のことを予算といいます。予算は1週間や1か月といった短い期間ではなく、半年や1年といった長い期間で考えます。記録に残しておくと後で役に立ちます。



■関連資料 計画的なお金の管理方法を知ろう

■お金を管理する手順

- ① 1年間分を合計した収入(使える金額)を確認する。
- ② 費目別に年額を決める。1か月あたりの予算を出し、買物の計画を立てる。
- ③ 予算内で支出する。
- ④ 支出を記録する。
- ⑤ 予算と比べて、残額を確認する。

① 1年間の総収入を確認する

計画を立てるためには、まず収入(使える金額)を確認する必要があります。1年間の支出は、この金額に収める必要があります。

- 月々決まった額のごつかいなど、定期収入がある→1年分の額を合計します。
- 不規則に入りそうな収入がある→1年間でどれくらいになりそうかを考えて合計額を出します。不規則な収入は、昨年1年間の収入を参考にしながら、少な目に見積もるとよいでしょう。

お家の人からごつかいをもらう場合は、「何に使ってよいのか、何の代金が含まれているのか」を確認しましょう。雑誌や服など好きなものにだけに使ってよいのか、学校で使う文房具代は含まれているのか等です。少しずつ自分で責任持って管理できる範囲を増やしていくとよいですね。

② 予算を費目別に考え、買物の計画を立てる

- 年間の予算を費目別に考えます。
- 食費、娯楽・交際費、日用品費など、費目別に1年間で何円くらいになるか、書き出します。
- 予算の1割は、何かのためのときの貯金にするとよいです。
- 人のために使うお金も考えましょう。

例えば、毎月の予算が1,500円だと、1年間で18,000円になります。このようにまとめて考えることで、時期を考えればまとまった金額の物が買えることがわかったり、反対に1か月の金額は小さくても1年にすると無駄に思えるものがあつたりします。

予算を立てるときに大事なことは、これから1年間の方針を自分で考えることです。何にお金を使いたい、自分が「こうしたい」ということを明らかにしましょう。初めて予算を立てる場合は、見当がつかないこともありますが、自分のために立てるものなので、何円でもよいのです。とにかく1年間の収入に収まる中で、金額を書いてみましょう。

1年間の予算

1年間の収入は、合計すると20,000円の予定
毎月:1,500円 他:夏休みと春休みに祖父母から1,000円ずつもらう

1年間の方針
部活を頑張る。体作りのためにしっかり食べて、夜はよく寝る。
映画やアニメも色々見たい。

費用	内容の例	予算
食費	昼食、おやつ、飲み物など	10,000円
住居費	部屋で使う小物など	0円
被服費	洋服、靴、下着、部屋着	0円
日用品費	文具、雑貨、自分専用のシャンプーなど消耗品	1,000円
娯楽・交際費	友人と遊びに行く、ゲーム、動画配信サービスなど	4,000円
交通費	出掛けるときのバス代など	2,000円
その他	家の人へのプレゼント、募金など	1,000円
貯金	何かのときのために(1割を目安に)	2,000円
合計		20,000円

③ 予算内で支出する

- 必要なもの、欲しい物に対し、予算と手持ちのお金の中で支出します。
- 収入があつたら、1割は貯金に回すとよいでしょう。
- 食費など毎月支出のあるものは1か月の予算内に収めることを意識します。
- たまにしか支出がない費目は、ほとんど使わない月と、大きく支出する月とがあります。費目別の年間予算に収まるよう考えます。

④ 支出を記録する

- 支出があつたらできるだけすぐに記録します。
- 支出日と費目と金額が分かるように記録します。

⑤ 予算と比べて、残額を確認する

- 月末に、費目別に支出を集計します。
- 費目別に予算から差し引いて、残りの金額を確認します。
- たまにしか支出しない費目は、1年間の予算に収まっているかを確認します。

費目別の予算の大切さ

費目別の予算は、「何にいくら支出してよいか」の目安になります。予算をまもっていれば、安心してお金を使うことができます。記録するだけでなく、予算と比べて費目別に残った額を確認しましょう。予算どおりにいかない場合は、理由をよく考えながら予算を見直します。全体の収入を超えないことには変わりません。

■衣服の予算と買物計画 記入例

(1)この1年間の方針

去年までの洋服が小さくなったので、高校生になっても着られる少し大人っぽい服を新しく買い揃えたい。休日に自転車やバスに乗って出掛けるときに着る、動きやすい服にする。

(2)予算は総額で18,000円です。(1か月あたり1,500円)

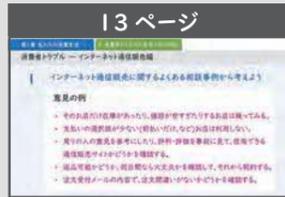
春・秋物	夏物	冬物
合計 <u>5,000円</u> くらい (内訳)	合計 <u>5,000円</u> くらい (内訳)	合計 <u>8,000円</u> くらい (内訳)
グレーのパーカー1枚 2,000円	半袖Tシャツ1枚 2,500円	フリースジャケット 3,000円
紺ロングパンツ1枚 2,000円	ハーフパンツ1枚 1,000円	ベージュのセーター 2,000円
長袖カットソー1枚 1,000円	サンダル 1,500円	スニーカー 3,000円

衣類は、計画しておかないと店の素敵なディスプレイや、セールにつられて衝動買い...ということが起こりがちです。衝動買いだと自分に似合わなかったり、あまり着て行く場所がなかったり...と無駄になりやすいため、買物計画が大切です。

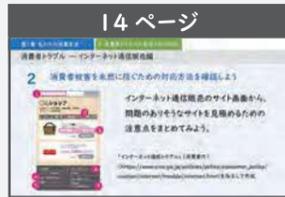
計画があれば、おやみに安い値段にこだわる必要もなくなります。いつどこで着るのか、現在持っている服と合わせがしやすいかなど、よく考えましょう。下見をしたり、インターネットで調べたりして自分に合う着こなし方を研究するのもよいですね。

立てた予算と買物計画は、お家の人に見せて相談するのに使えます。買物したら、使った金額を1年間の予算から差し引いて、残りの金額で1年間やりくりします。

洋服を買うときは、素材や洗濯表示も確認し、環境にやさしい選択も考えてみてください。



様々な意見が出たと思います。



スライドの左部分のイラストは、あやしいと思われる通信販売サイトの画面を再現したものです。①から⑦について、「おかしいな」と思うところはないでしょうか？

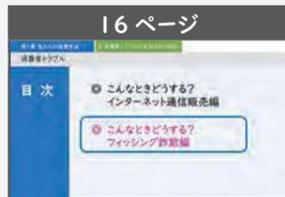
スライドの①～⑦についてヒントを出す。



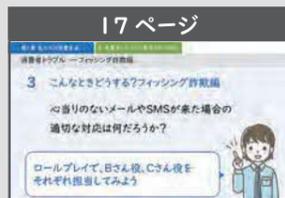
①～⑦についてグループで話し合い、気がついた点を発表する。

①～⑦について読み上げる。

様々な意見が出ましたね。このようなサイトはますます巧妙になっているので、購入する前にもう一度考えることも必要です。

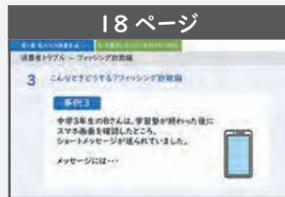


次に、フィッシング詐欺についての事例を見て、どのように対応すれば良いか考えましょう。



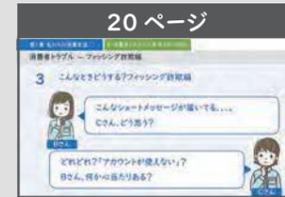
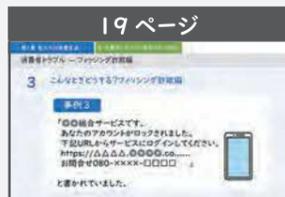
次のスライドはフィッシング詐欺でよく見られる事例です。Bさん、Cさん役をグループで担当し合ってください。

グループの役割分担を決めさせる。

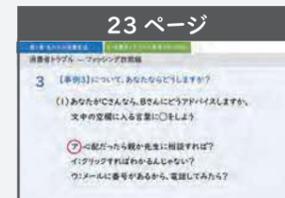
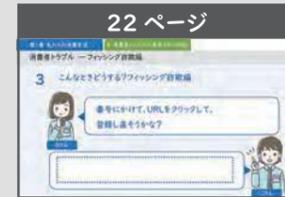


Cさん役をする場合、最後にどのようにBさんにアドバイスするか、考えてくださいね。

事例3を読ませる。「このようなメッセージを受け取ったことがある人」と問いかけてもよい。最後のスライドで、Bさんにどのように言うか、考えさせる。



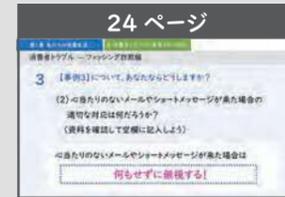
(ロールプレイ)



Bさんにどのようなアドバイスをするか考える。あなたはBさんにどのようなアドバイスをしますか？

意見がある程度出た時点でクリックし、正解を表示する。

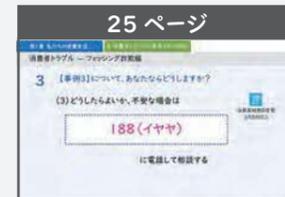
この場合、アが正解です。



このようなメッセージを受け取った場合、どうすれば良いでしょうか？

意見がある程度出た時点でクリックし、正解を表示する。

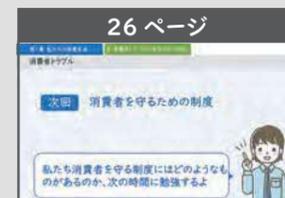
心当たりのないメールやショートメッセージが来た場合は、「何もせずに無視」してください。



どうしたらよいか、不安な場合は(クリック)「188」に電話してください。専門知識のある相談員の方が対応してくれます。繰り返しますが、絶対に相手に連絡してはいけません。一度連絡すると悪質な業者から何回もメールが来たり電話がかかってくるようになります。

クリックし、関連資料提示。

もし、連絡を取ってしまった場合にも「188」に電話して、どうすれば良いかアドバイスを受けるようにしてください。そうすることで、自分だけでなく、他の人の被害を防ぐことにつながります。



次の時間は、私たち消費者を守るための制度について勉強します。

次回、消費者保護の制度について勉強することを予告する。

参考文献

・消費者庁WEBサイト「消費者被害防止に向けた注意喚起」
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/)

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者トラブル — インターネット通信販売編

めあて 消費者トラブルとその対応策について理解しよう

1. インターネット通信販売に関するよくある相談事例から考えよう

【事例1】

スニーカーをかなり安く売っている業者をインターネットで見つけたので、注文フォームに必要事項を入力して申し込んだ。代金は前払いだったので、指定の個人名義の口座に入金した。数日経っても商品が届かず、メールで連絡しても商品が届かなかった。そこで「注文をキャンセルし、代金を返金してほしい」とメールを送ったところ、「すでに商品は発送済み」との返信があった。結局、商品は届かないので、あきらめようと思う。

事例1 トラブルを防ぐには、どこがおかしいと気付けばよかったですか	
あなたの意見	
グループの意見	

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者トラブル — インターネット通信販売編

1. インターネット通信販売に関するよくある相談事例から考えよう

消費者トラブルにあわないために、インターネット通信販売をどのように利用すればよいだろうか？



「インターネット通販トラブル」（消費者庁）
 (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/internet/trouble/internet.html) を加工して作成

2. 消費者被害を未然に防ぐための対応方法を確認しよう

インターネット通信販売のサイト画面から、問題のありそうなサイトを見極めるための注意点について下の語群から選び、記号を記入しよう

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	

- ア. 極端な値引き
- イ. 支払い方法が銀行振込のみ
- ウ. 住所が番地まで記載されていない
- エ. 普段使われていない漢字
- オ. 電話番号がなく連絡先がメールしかない
- カ. 日本語表現が不自然
- キ. 不自然なURL

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者トラブル — インターネット通信販売編

1. インターネット通信販売に関するよくある相談事例から考えよう

【事例2】

インターネット通信販売で脱毛クリームを注文した。単品で購入したと思っていたが、翌月に再び同じ脱毛クリームが届けられた。返品しようと販売店に連絡したところ、「お客様は定期購入契約ですので、返品できません。」と言われてしまった。そこで、注文サイトをよく見ると、注意事項のわかりにくい場所に、小さい文字で「この注文は定期購入です。お客様都合の返品はできません。」と書かれていた。

事例2 消費者トラブルにあった原因	
あなたの意見	
グループの意見	

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者トラブル — フィッシング詐欺編

【事例3】について、あなたならどうしますか

(1) あなたがCさんなら、Bさんにどのようなアドバイスをしますか。文中の空欄に入る言葉に○をしよう。

- ア: 心配だったら親か先生に相談すれば？
- イ: クリックすればわかるんじゃない？
- ウ: メールに番号があるから、電話してみたら？

(2) 心当たりのないメールやショートメッセージがきた場合は

(3) どうしたらよいか、不安な場合は

に電話して相談する

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者トラブル — インターネット通信販売編

めあて 消費者トラブルとその対応策について理解しよう

1. インターネット通信販売に関するよくある相談事例から考えよう

【事例1】

スニーカーをかなり安く売っている業者をインターネットで見つけたので、注文フォームに必要事項を入力して申し込んだ。代金は前払いだったので、指定の個人名義の口座に入金した。数日経っても商品が届かず、メールで連絡しても商品が届かなかった。そこで「注文をキャンセルし、代金を返金してほしい」とメールを送ったところ、「すでに商品は発送済み」との返信があった。結局、商品は届かないので、あきらめようと思う。

	事例1 トラブルを防ぐには、どこがおかしいと気付けばよかったですか
あなたの意見	(例) ・かなり安く売っている。 ・代金が前払いしかできない。 ・振り込みの先の口座が個人名義。
グループの意見	

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者トラブル — インターネット通信販売編

1. インターネット通信販売に関するよくある相談事例から考えよう

消費者トラブルにあわないために、インターネット通信販売をどのように利用すればよいだろうか？

(例) ・そのお店だけ在庫があったり、値段が安すぎたりするお店は疑ってみる。 ・支払いの選択肢が少ない(前払いだけ、など)お店は利用しない。
・周りの人の意見を参考にしたり、評判・評価を事前に見たりして、信用できる通信販売サイトかどうかを確認する。
・返品可能かどうか、何日間なら大丈夫かを確認して、それから契約する。 ・注文受付メールの内容で、注文間違いがないかどうかを確認する。



「インターネット通販トラブル」(消費者庁)
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/internet/trouble/internet.html) を加工して作成

2. 消費者被害を未然に防ぐための対応方法を確認しよう
インターネット通信販売のサイト画面から、問題のありそうなサイトを見極めるための注意点について下の語群から選び、記号を記入しよう

①	キ	②	エ	③	ア	④	ウ
⑤	オ	⑥	イ	⑦	カ		

- ア. 極端な値引き
- イ. 支払い方法が銀行振込のみ
- ウ. 住所が番地まで記載されていない
- エ. 普段使われていない漢字
- オ. 電話番号がなく連絡先がメールしかない
- カ. 日本語表現が不自然
- キ. 不自然なURL

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者トラブル — インターネット通信販売編

1. インターネット通信販売に関するよくある相談事例から考えよう

【事例2】

インターネット通信販売で脱毛クリームを注文した。単品で購入したと思っていたが、翌月に再び同じ脱毛クリームが届けられた。返品しようと販売店に連絡したところ、「お客様は定期購入契約ですので、返品できません。」と言われてしまった。そこで、注文サイトをよく見ると、注意事項のわかりにくい場所に、小さい文字で「この注文は定期購入です。お客様都合の返品はできません。」と書かれていた。

	事例2 消費者トラブルにあった原因
あなたの意見	(例) ・「定期購入」や「返品できません」など、注文サイトのわかりにくい場所に小さく書かれていたため、見落としてしまったこと。
グループの意見	

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者トラブル — フィッシング詐欺編

【事例3】について、あなたならどうしますか

(1) あなたがCさんなら、Bさんにどのようなアドバイスをしますか。文中の空欄に入る言葉に○をしよう。

○ア: 心配だったら親か先生に相談すれば?

イ: クリックすればわかるんじゃない?

ウ: メールに番号があるから、電話してみたら?

(2) 心当たりのないメールやショートメッセージがきた場合は

何もせず無視する

(3) どうしたらよいか、不安な場合は

188(イヤヤ)

に電話して相談する

■関連資料 消費者被害の背景とその対応<インターネット通信販売編>



(徳島県消費者センター受付状況より)

■徳島県における消費者を取り巻く現状

人気商品で、他のショップでは軒並み完売だった釣り竿が、そのショップだけには在庫が複数あったので、スマートフォンで商品を購入(契約完了)した。支払い方法は銀行前払いのみだった。支払い後、しばらく経っても商品が届かず、ショップの問い合わせ先にメールで連絡を取ったが返信がない。だまされた？

SNS で知り合った人とスマホで連絡を取り合い、コンサートチケットを売ってもらった。指定された代金を振り込んだのになかなかチケットが届かず、コンサート開催日まで何度も相手に連絡したがつながらなかった。お金を返して欲しい。

徳島県消費者情報センターに寄せられた消費生活相談の総件数は、平成30年度から、約2,600件前後で推移しています。このうち、インターネットを通じて取引する商品や情報サービスに関わるトラブルへの相談件数は、令和4年度は870件となっています。また、20歳未満の年代から寄せられた相談内容の第1位は、インターネットを通じて得られる娯楽等情報配信サービスに関わるトラブルです。

消費生活センターからのアドバイス

※個々のトラブル事例により助言の内容は異なります。

<インターネット通信販売での消費者トラブル>

<相談に対する助言の例>

- ・典型的なネット通販トラブルの事例です。同様のトラブルも寄せられています。
- ・こちらでもサイトを確認してみてください。お店の名前を教えてくださいませんか？
- ・どうやら詐欺サイトのようなようです。(*サイトに関する書き込みがあれば)
- ・残念ですが、支払ったお金は戻ってこない可能性が高いです。



<注意喚起>

- ・とにかく今後は注意して下さい。「そのお店だけ在庫がある」「支払いの選択肢が少ない」などは悪質かどうか見極めるポイントの一つです。必ず契約前に考える時間をもってください。「あやしい?」と思ったら契約前に相談してください。
- ・クチコミや評判・評価を事前に見て、それから決めることも大切です。
- ・通信販売はクーリング・オフが適用されません。契約後に返品できるかどうか、何日間なら大丈夫か、ショップの規約(返品特約)をしっかりと読んで、それから契約した方がいいですよ。

■消費生活センターとは?消費生活センターの役割

消費者からの苦情や問合せの相談に対し、公正な立場で問題解決に向けた助言や情報提供を行っているのが、消費生活センターです。

消費生活センターは、全国各地に設置されています。徳島県では、県の消費者情報センター以外に、県内全ての市町村において消費生活センター(広域連携を含む)が設置されています。

また、消費生活センターでは、苦情相談のほか、商品テストの実施や消費生活に関するセミナーの開催、講師の派遣、消費者団体の活動支援、消費生活に関する情報提供を行っています。

- Q1 消費生活相談の受付はどのようになっていますか。
 A1 相談の受付時間は、センターによって異なりますが、徳島県消費者情報センターは、土曜・日曜日も受け付けています。相談は無料です。
- Q2 どのような人が相談対応をしてくれますか。
 A2 国家資格を持った消費生活相談員やそれに準じた専門知識を持った人が対応してくれます。
- Q3 消費生活センターに相談できるのはどんな場合ですか。
 A3 消費生活に関するトラブルに巻きこまれたときや、契約する前に分からないこと、不安なことがあれば、お住まいの自治体にある消費生活センターに相談できます。
- Q4 消費生活相談の情報はどのように活かされますか。
 A4 消費者の相談は、同じような事例の問題解決や注意喚起に活かされます。悪質な事例を公表することによって被害の未然防止や拡大防止につながります。なお、相談者のプライバシーは固く守られます。

■徳島県内の消費生活相談窓口（令和5年3月現在）

消費生活センター名	連絡先	相談受付時間
徳島県消費者情報センター	088-623-0110	平日(水曜日を除く)9:00~18:00、土・日曜日 9:00~16:00
徳島市消費生活センター (徳島・石井・神山・佐那河内)	088-625-2326	平日(火曜日を除く)、土・日曜日 10:00~ 17:00
鳴門市消費生活センター	088-686-3776	平日 9:30~15:30
小松島市消費生活センター (小松島・勝浦・上勝)	0885-38-6880	平日 9:00~16:00
阿南市消費生活センター (阿南・海陽・美波・牟岐・那賀)	0884-24-3251	平日 9:30~16:30
美馬地区消費生活センター (美馬・つるぎ)	0883-53-1541	平日、日曜日(祝日を除く)9:00~16:00
板野町消費生活相談所	088-672-6099	平日 9:00~15:00
上板町消費生活相談窓口	088-694-6816	平日 9:00~16:30
吉野川市消費生活センター	0883-36-1840	平日 9:00~15:30
阿波市消費生活センター	0883-30-2222	平日 9:00~16:00
松茂・北島消費生活センター	088-699-4300	平日 9:00~15:00
藍住町消費生活センター	088-679-1848	平日 9:00~16:00
みよし消費生活センター (三好・東みよし)	0883-72-7188	平日 9:00~16:00

※12:00から13:00までお昼休みのセンターもあります。
(消費者ホットライン☎188は、土日祝日つながります。)

■関連資料 消費者被害の背景とその対応<フィッシング詐欺編>

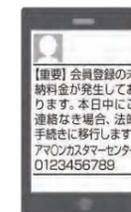
契約者が18~19歳の商品・役務別相談件数(全国に占める上位5位)					
2022年度(9,907件)			2021年度(8,536件)		
	商品・役務	件数		商品・役務	件数
1	脱毛エステ	1,222	1	商品一般	554
2	商品一般	534	2	出会い系サイト・アプリ	443
3	出会い系サイト・アプリ	522	3	他の健康食品	355
4	他の内職・副業	371	4	脱毛剤	344
5	賃貸アパート	280	5	他の娯楽等情報配信サービス	317

全国消費生活情報ネットワークシステム PIO-NET 2023年4月30日までの登録分

<フィッシング詐欺>

SMS(ショートメッセージ)やフリーメールアドレスに、以下のような内容が送信されてきます。

有料動画の未納料金が発生しています。本日中にご連絡なき場合、法的 手続きに移行します。連絡先:090-0000-0000
荷物のお届けに伺いましたが、不在のため持ち帰りました。問い合わせ先 URL:http://.....
不正な取引があったため、アカウントを一時停止しています。確認方法 http://.....



上記のようなメールは、実在する通信販売サイトや携帯電話会社、宅配業者やクレジットカード会社などの名前をかたって送信されます。
「〇〇カスタマーセンター」「〇〇急便」「〇〇カードお客様センター」

消費生活センターからのアドバイス

- このような SMS で届くメールは、携帯電話番号を機械的に組み合わせてランダムに送信していると思われます。電話をかけさせたり、添付された URL タップさせたりすることで、あなたの個人情報やスマホの ID・パスワード、決済情報などを搾取するフィッシングメールです。
- フィッシングの被害に遭わないためには、電話をかけたり、URL をタップしたりしないことが大切です。心配な場合は、消費生活センターまで相談してください。
- 個人情報には、名前や住所、性別、生年月日だけでなく電話番号や特定の個人を認識できるメールアドレスも含まれます。インターネット上で、おやみに個人情報を書き込むことにより、嫌がらせやなりすましによる被害など、トラブルに巻き込まれる危険があります。
- インターネットサービスの利用やサイトの登録では、個人情報の入力を求められますが、個人情報を集めることが目的の悪質サイトもあり、注意が必要です。迷惑メールや怪しいメールが頻りに届く場合は、フィルタリングを見直すといでしょう。



消費生活センターに相談する内容について

〈いつ、どこで、だれが、だれから、何を、どうされたか、どうしたか〉をメモに取っておきましょう。

4 消費者トラブルの背景とその対応 — 消費者を守るための制度

学習のねらい

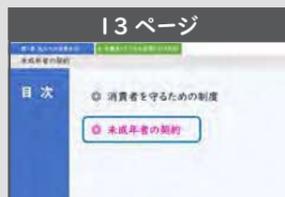
契約をやめられる場合があることを理解させる。一度結んだ契約は、どちらか一方の都合で解消できないのが原則であるが、事業者と結んだ契約で消費者が不利益を被る場合には、解消できることがあることを理解させることも必要である。一定期間内であれば無条件で契約解除できるクーリング・オフ制度や未成年者を保護するための未成年者取消権について、正しい知識を身に付けさせることを通して、契約前にはよく考えて慎重に判断することの大切さを考えさせる。

進め方

クーリング・オフ制度や未成年者取消権について、事例を交えながら学習させる。また、契約取消しができない事例にもふれ、契約の前に慎重に考えることの大切さを理解させる。

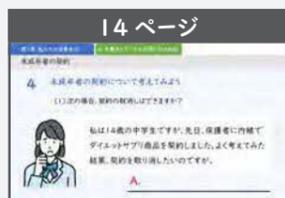
スライド	学習内容とねらい	教師の支援
1 ページ	<p>本授業では、購入した状況によっては契約をやめられる場合があることと、その方法を理解する。</p> <p>この授業では、購入した状況によっては契約をやめられる場合があることについて学びます。</p>	めあてを示し、この時間に学習することを理解させる。
2 ページ	今日の授業は、最初に「消費者を守るための制度」、次に「未成年者の契約」について考えます。では最初に、「消費者を守るための制度」についてです。	この時間に学習する内容を示す。
3 ページ	<p>事例1を読む。</p> <p>まず、事例1を読んでください。</p>	
4 ページ	<p>事例2を読む。</p> <p>次に、事例2を読んでください。</p>	
5 ページ	<p>事例1・事例2の共通点を考える。最初は個人で考え、次にグループで意見交換する。</p> <p>事例1・事例2の共通点は何でしょうか。最初は自分で考え、次にグループ内で意見交換し、まとめてください。</p>	事例1・事例2の共通点を考えさせる。

スライド	学習内容とねらい	教師の支援
6 ページ	<p>それでは次に、事例1・事例2で異なっている点は何でしょうか。最初は自分で考え、次にグループ内で意見交換し、まとめてください。</p>	事例1・事例2で異なる点を考えさせる。
7 ページ	<p>それでは、クーリング・オフ制度について学んでいきましょう。クーリング・オフ制度とは、強引な勧誘など、トラブルになりやすい取引の契約を取り消すことができる制度です。</p>	クーリング・オフ制度を説明する。
8 ページ	<p>それでは、事例3を読んでください。この場合、路上で声をかけられ、よく分からないまま30万円という高い契約をしてしまっています。このように、不意を突かれたり、契約するまでしつこく勧誘されるなどした場合、一定期間内であれば契約を取り消すことができます。</p>	クーリング・オフによる契約解除方法について説明する。
9 ページ	クーリング・オフは、口頭や電話ではなく、書面で行います。書き方はスライドのとおりです。ハガキの場合は、出す前に両面をコピーし、出すときは特定記録郵便や簡易書留などで、記録（控え）が残るようにしましょう。メールでもできます。	
10 ページ	<p>それでは、次の事例からクーリング・オフできる場合には○、できない場合には×を付けてください。この場合、②と③がクーリング・オフできます。先ほどの事例と同じで、買う側ではなく、売る側の意思で始まった取引だからです。</p> <p>①がなぜクーリング・オフできないのかは次に説明します。</p>	クーリング・オフできる事例を考えさせる。考えさせたあと、クリックし、答えを示す。
11 ページ	<p>それでは、クーリング・オフできない事例を考えましょう</p>	クーリング・オフできない場合も紹介する。
12 ページ	<p>クーリング・オフできない事例があることを理解する。</p> <p>次の取引のうち、クーリング・オフできるものには○、できないものには×を付けましょう。この場合、③がクーリング・オフできます。クーリング・オフができない取引には、事例のような「インターネットなど通信販売での購入」、「3,000円未満の商品を現金で購入」、「化粧品や健康食品などの消耗品ですでに使ってしまったもの」があります。</p>	クーリング・オフできない事例を考えさせる。考えさせたあと、クリックし、答えを示す。



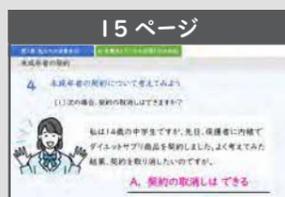
未成年者の契約について考える。

最後に、未成年者の契約について考えてみましょう。皆さんは中学生なので、未成年者にあたります。

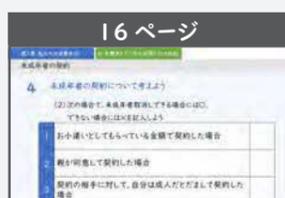


(1) の場合、契約の取消しはできるでしょうか。

事例を読み、契約取消し可能かを考えさせる。考えさせたあと、クリックして答えを示す。

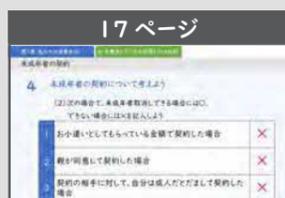


(考えさせたあと) この場合、取消しができます。未成年者の場合、契約には原則として保護者など親権者の同意が必要であり、同意がなかった契約は取り消すことができます。

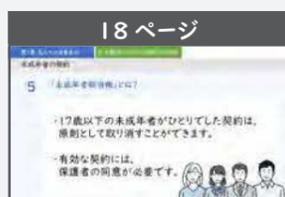


(2) のうち、未成年者取消しができる場合には○、できない場合には×を付けましょう。

事例を読み、契約取消し可能かを考えさせる。考えさせたあと、クリックして答えを示す。

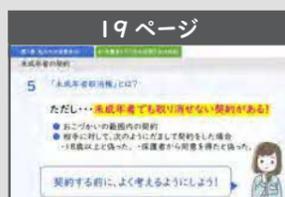


(考えさせたあと) これらはすべて、未成年者取消しはできません。

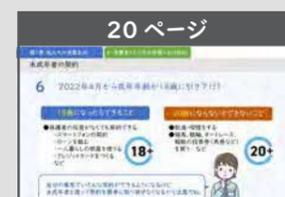


「未成年者取消権」について説明します。18歳未満(17歳以下)の未成年者が保護者の同意なく、ひとりでした契約は、原則として取り消すことができます。先ほどの4(1) ダイエットサブリの事例もこれに当たります。

「未成年者取消権」を理解させる。



ただし、すべて取消しできるわけではなく、4(2)の事例のような場合や保護者から同意を得たと偽った場合は取消しできません。買い物、すなわち契約する場合には、第1章1の授業で学んだように、成年・未成年関係なくよく考えることが大切です。



2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。18歳になればできること、今まで通り20歳にならないとできないことをまとめています。

18歳になると、簡単に契約を取り消すことはできません。中学生である今から、買い物する前によく考える習慣を身につけましょう。

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者を守るための制度

めあて 契約をやめられる場合があることを理解しよう

1. 次の2つの事例を読み、考えてみよう

【事例1】
昨日、お店でアクセサリーを買ったが、他のお店でもっと気に入ったものを見つけた。
一度も身に付けていないので、返品したい。

【事例2】
昨日、「アクセサリーの展示会をしているから」と路上で勧誘され、断り切れずに買ってしまった。
本当は欲しくなかったので、返品したい。

	事例1と事例2の共通点
あなたの意見	
グループの意見	

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者を守るための制度

2. 次の事例のうち、クーリング・オフができる場合には○、できない場合には×を付けよう

① 3日前にインターネットでスニーカーを購入したが、イメージと違ったので返品したい。	
② 2週間前に、「友人に紹介していくとうかる」と言われ、健康食品を購入したが、返品したい。	
③ 5日前にSNSでお店に呼び出され、10万円の化粧品セットを購入したが、返品したい。	

3. 次の取引のうち、クーリング・オフができる場合には○、できない場合には×を付けよう

① インターネットショッピングなどの通信販売	
② 3,000円未満の商品を現金で購入	
③ SNSでお店に呼び出され、買わされた商品やサービス	

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者を守るための制度

1. 次の2つの事例を読み、考えてみよう

【事例1】
昨日、お店でアクセサリーを買ったが、他のお店でもっと気に入ったものを見つけた。
一度も身に付けていないので、返品したい。

【事例2】
昨日、「アクセサリーの展示会をしているから」と路上で勧誘され、断り切れずに買ってしまった。
本当は欲しくなかったので、返品したい。

異なる点	事例1	事例2
あなたの意見		
グループの意見		

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

未成年者の契約

4. (1) 次の場合、契約の取消しはできますか

私は14歳の中学生ですが、先日、保護者に内緒でダイエットサプリ商品を契約しました。
よく考えてみた結果、契約を取り消したいのですが。

契約の取消しは できる できない

(2) 次の場合で、未成年者取消しできる場合には○、できない場合には×を記入しよう

① お小遣いとしてもらっている金額で契約した場合	
② 親が同意して契約した場合	
③ 契約の相手に対して、自分は成人だとだまして契約した場合	

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者を守るための制度

めあて 契約をやめられる場合があることを理解しよう

1. 次の2つの事例を読み、考えてみよう

【事例1】
昨日、お店でアクセサリーを買ったが、他のお店でもっと気に入ったものを見つけた。
一度も身に付けていないので、返品したい。

【事例2】
昨日、「アクセサリーの展示会をしているから」と路上で勧誘され、断り切れずに買ってしまった。
本当は欲しくなかったので、返品したい。

	事例1と事例2の共通点
あなたの意見	昨日買ったアクセサリーを返品したい
グループの意見	

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者を守るための制度

2. 次の事例のうち、クーリング・オフができる場合には○、できない場合には×を付けよう

① 3日前にインターネットでスニーカーを購入したが、イメージと違ったので返品したい。	×
② 2週間前に、「友人に紹介していくとうかる」と言われ、健康食品を購入したが、返品したい。	○
③ 5日前にSNSでお店に呼び出され、10万円の化粧品セットを購入したが、返品したい。	○

3. 次の取引のうち、クーリング・オフができる場合には○、できない場合には×を付けよう

① インターネットショッピングなどの通信販売	×
② 3,000円未満の商品を現金で購入	×
③ SNSでお店に呼び出され、買わされた商品やサービス	○

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

消費者を守るための制度

1. 次の2つの事例を読み、考えてみよう

【事例1】
昨日、お店でアクセサリーを買ったが、他のお店でもっと気に入ったものを見つけた。
一度も身に付けていないので、返品したい。

【事例2】
昨日、「アクセサリーの展示会をしているから」と路上で勧誘され、断り切れずに買ってしまった。
本当は欲しくなかったので、返品したい。

異なる点	事例1	事例2
あなたの意見	別の店のものが欲しくなった (自分の都合)	断り切れずに買わされた (お店の対応に問題がある)
グループの意見		

第1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルの背景とその対応

未成年者の契約

4. (1) 次の場合、契約の取消しはできますか

私は14歳の中学生ですが、先日、保護者に内緒でダイエットサプリ商品を契約しました。
よく考えてみた結果、契約を取り消したいのですが。

契約の取消しは できる できない

(2) 次の場合で、未成年者取消しできる場合には○、できない場合には×を記入しよう

① お小遣いとしてもらっている金額で契約した場合	×
② 親が同意して契約した場合	×
③ 契約の相手に対して、自分は成人だとだまして契約した場合	×

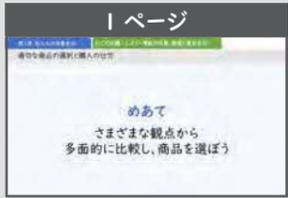
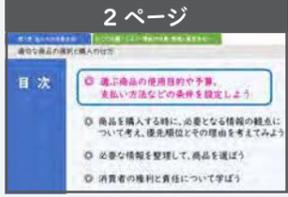
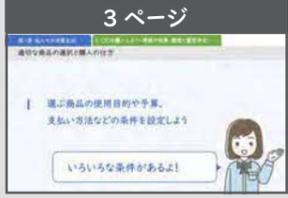
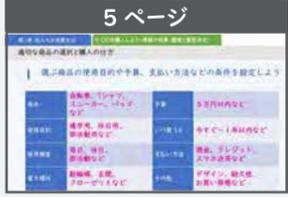
5 ○○を購入しよう ～情報の収集・整理と意思決定～

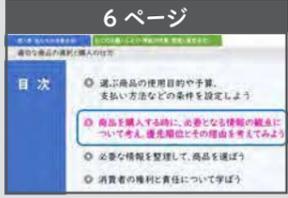
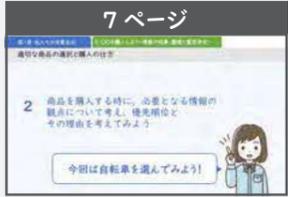
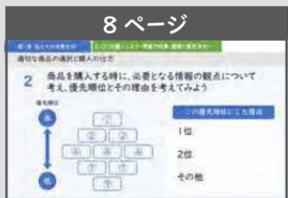
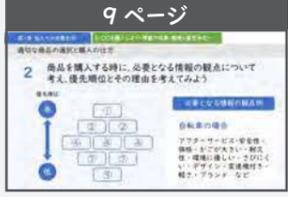
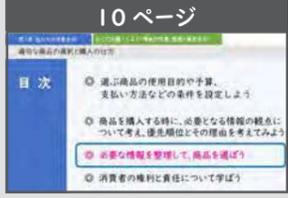
学習のねらい

自立した消費者として、よりよい商品選択をするための、情報の収集・整理と意思決定の方法を学ぶ。短絡的ではなく、商品選択を行う際に、様々な観点から多面的に比較することが必要であることに気付かせるとともに、主体的に考え、判断し意思決定ができる力を身に付けさせる。

進め方

商品については自転車、Tシャツなど、生徒の実態に合わせて教師が提示する。ダイヤモンドランキングで情報の優先順位と理由を書かせて自分の考えを明確にさせる。消費者の権利と責任について、関連資料を基に理解させる。

スライド	学習内容とねらい	教師の支援
	<p>本授業では、商品選択を行う際に、様々な観点から多面的に比較する必要があることを理解する。</p> <p>この授業では、自立した消費者として、よりよい商品選択をするための、情報の収集・整理と意思決定の方法について学んでいきます。</p>	<p>めあてを示し、この時間に学習することを理解させる。</p>
	<p>「選ぶ商品の使用目的や予算、支払い方法などの条件を設定しよう」、「商品を購入する時に、必要となる情報の観点について考え、優先順位とその理由を考えてみよう」、「必要な情報を整理して、商品を選ぼう」、「消費者の権利と責任について学ぼう」という内容です。</p>	<p>この時間に学習する内容を示す。</p>
	<p>では最初に、選ぶ商品の使用目的や予算、支払い方法などの条件を設定してみましょう。</p>	
	<p>商品を購入する際には、その商品の使用目的や使用頻度、予算など、さまざまな条件を考えなければならないことを理解する。</p> <p>私たちが買い物をする際には、スライドにあるさまざまな条件を考えています。例えば、「何に使うか(使用目的)」、「どのくらい使うか(使用頻度)」などによって、予算も変わります。「毎日、長い期間使うので少し高くても買おう」とあるとか、「たまにしか使わないので急いで買わなくても大丈夫」、などです。</p>	<p>「商品」、「使用目的」、「使用頻度」、「置き場所」については教師が設定する(ワークシートでは「自転車」で設定しているが、Tシャツ、スニーカー、バッグなどに変更可。1年以上使用する半耐久財で、男女ともに使用するものを扱うのが中学生に適しています)。</p>
	<p>この時間は、○○を買う場合について考えます。○○を何に使うか、どのくらい使うか、どこに置か、いつ買うかなど、スライドを参考に設定してください。</p>	

スライド	学習内容とねらい	教師の支援
	<p>それでは、設定した商品を購入する時に必要となる情報の観点について考え、優先順位とその理由を考えてみましょう。</p>	
	<p>今回は自転車を購入する時の条件について考えましょう。</p>	<p>Tシャツ、スニーカー、バッグなどで授業を実施する際には、吹き出しのセリフをその商品に変更してください。</p>
	<p>この表は「ダイヤモンドランキング」といいます。ワークシート2枚目の①～④に必要な情報の観点を、優先順位の高い順から低い順に記入し、なぜその順位にするか(したか)理由を話し合ってください。</p>	<p>ダイヤモンドランキングについて説明する。「情報の観点(例：安全性)」などを記入させる。時間配分によっては、最初から各グループで話し合いをさせる。</p>
	<p>グループで話し合った内容を発表する。</p> <p>○自転車の場合：スライド例の通り。 ○Tシャツ、スニーカーの場合：アフターサービス、価格、環境に優しい、デザイン、ブランド、素材、耐久性、機能性(速乾性、通気性、クッション性)、着心地(履き心地) など ○バッグの場合：アフターサービス、価格、環境に優しい、デザイン、ブランド、素材、耐久性、防水、軽さ、容量、ポケット数など</p> <p>それでは、グループで決定した情報の観点の優先順位と、その理由を発表してください。</p>	<p>「必要となる情報の観点」例を示す。9種類以上が望ましいが、9種類なくても可。また、生徒に提案させることも可。</p>
	<p>次に、必要な情報を整理して、商品を選んでみたいと思います。</p>	

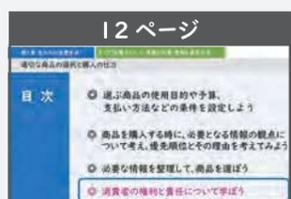


今回は、自転車A・B・Cについての情報を表にまとめているので、この情報をもとにどの自転車を選ぶかをグループで話し合い、発表してください。

自転車A・B・Cそれぞれに特徴があります。また、「通学用として毎日使う」、「あまり使わないけれど、あれば便利」など使用頻度や用途によって購入条件も変わります。

例えば、「3年間毎日使うから、予算オーバーでも仕方ない」、「めったに乗らないから安い方にしよう」などです。

大切なことは、買う前によく考えることです。よく考えて購入したものであれば、それだけ愛着が湧いて、大切に扱えるかもしれませんね。



最後に、消費者の権利と責任についてです。



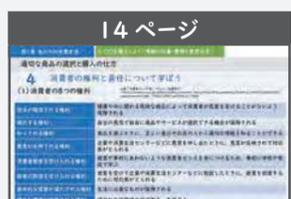
消費者には8つの権利と5つの責任があることを理解する。

それでは、『消費者の権利と責任』について勉強していきましょう。関連資料『消費者の権利と責任』を見てください。日本ではかつて、①から⑤のような消費者問題がありました。

これら以外にも、産地や消費期限の改ざん、食中毒事件など、数多くの消費者問題が発生しています。このような問題から消費者を守るために、消費者の権利が主張されました。

関連資料『チャート図』では、消費者の権利と責任の関連について、わかりやすく説明しています。

教科書を使って説明した上で、関連資料を示し、過去に発生した消費者問題や事例、権利と責任の関連性を説明する。



消費者には、スライドにある8つの権利があります。

消費者の8つの権利を簡潔に説明する。



また、消費者トラブルを未然に防止するために、スライドにある5つの責任があります。これらの権利と責任を行使することが、私たちの安全で安心な暮らしを支えることになります。

消費者の5つの責任を簡潔に説明する。



第1章 私たちの消費生活 5 ○○を購入しよう～情報の収集・整理と意思決定～

適切な商品の選択と購入の仕方

めあて ささまざまな観点から多面的に比較し、商品を選ぼう

1. 選ぶ商品の使用目的や予算、支払い方法などの条件を設定しよう。

商品	(教師が設定)	予算	(生徒が考える)
使用目的	(同上)	いつ買うか	(同上)
使用頻度	(同上)	支払い方法	(同上)
置き場所	(生徒が考える)	その他	(同上)

第1章 私たちの消費生活 5 ○○を購入しよう～情報の収集・整理と意思決定～

適切な商品の選択と購入の仕方

2. 商品を購入する時に必要となる情報の観点について考え、優先順位とその理由を考えてみよう。

グループ 優先順位 高 ↑ ↓ 低	①	この優先順位にした理由	
	② ②		1位
	④ ④ ④		2位
	⑦ ⑦ ⑨		その他

第1章 私たちの消費生活 5 ○○を購入しよう～情報の収集・整理と意思決定～

適切な商品の選択と購入の仕方

2. 商品を購入する時に必要となる情報の観点について考え、優先順位とその理由を考えてみよう。

私 優先順位 高 ↑ ↓ 低	①	この優先順位にした理由	
	② ②		1位
	④ ④ ④		2位
	⑦ ⑦ ⑨		その他

第1章 私たちの消費生活 5 ○○を購入しよう～情報の収集・整理と意思決定～

適切な商品の選択と購入の仕方

3. あなたは、どれを選択することに決めましたか。

	選んだ自転車	理由
私		
グループ		

第1章 私たちの消費生活 5 ○○を購入しよう～情報の収集・整理と意思決定～

適切な商品の選択と購入の仕方

めあて さまざまな観点から多面的に比較し、商品を選ぼう

1. 選ぶ商品の使用目的や予算、支払い方法などの条件を設定しよう。

商品	(教師が設定) 自転車	予算	(生徒が考える) 例:5万円以内
使用目的	(同上) 通学用	いつ買うか	(同上) 例:中学三年の春休み
使用頻度	(同上) 毎日	支払い方法	(同上) 例:現金
置き場所	(生徒が考える) 例:玄関	その他	(同上) 例:両足スタンド、大きいかご

第1章 私たちの消費生活 5 ○○を購入しよう～情報の収集・整理と意思決定～

適切な商品の選択と購入の仕方

2. 商品を購入する時に必要となる情報の観点について考え、優先順位とその理由を考えてみよう。

グループ		この優先順位にした理由
優先順位		1 位
		2 位
		その他

第1章 私たちの消費生活 5 ○○を購入しよう～情報の収集・整理と意思決定～

適切な商品の選択と購入の仕方

2. 商品を購入する時に必要となる情報の観点について考え、優先順位とその理由を考えてみよう。

私		この優先順位にした理由
優先順位		1 位 (他人のまねをせず、自分なりの考えを記入させる。)
		2 位
		その他

第1章 私たちの消費生活 5 ○○を購入しよう～情報の収集・整理と意思決定～

適切な商品の選択と購入の仕方

3. あなたは、どれを選択することに決めましたか。

	選んだ自転車	理由
私	(例) 商品②	例) ・予算内で全体的に問題ないから。 ・かごは後で交換できるので、使ってみてから考える。 ・①は予算オーバー、③は安くてもデザインが良いけれど、安全性・耐久性に不安がある。
グループ		・話し合った内容を記入する。

■関連資料 物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

商品を購入する際には、使うときのことを考えるとともに、安全性、機能、価格、環境への配慮、アフターサービスなど、さまざまな商品に関する情報を活用して購入について考え、工夫することができるようにします。

特に、自転車や家電製品、おもちゃなどの商品を購入する際には、安全性や品質基準に適合したことを証明するマークがついていることを確認し、使用においては取扱説明書を読んで安全等に配慮して正しく使うことが大切です。

■自転車を選ぶ時に参考にしたい安全で安心なマーク

自転車を選ぶ時には、品質や安全基準をベースとした認証マークを参考にしましょう。自転車の安全を保証するものであると同時に、製造上のトラブルで事故が起こった場合の補償や賠償が受けられる保険的な役割があります。

名称	BAAマーク	SGマーク	JISマーク	TSマーク
マークの説明	フレーム強度、ブレーキの制動性能など約90項目の基準を満たしており、環境にも配慮した自転車に貼付されるマーク。	SG基準に適合していると認証されたことを示すマーク。製品の欠陥に起因する人身事故に対する賠償制度が付いている。	該当するJIS規格に適合していることを示すマーク。	自転車安全整備士が点検確認した安全な「普通自転車」に貼るシール。緑、青、赤の三種類あり、傷害保険と賠償責任保険が付いている。また、緑には示談交渉サービスが付いている。
交付団体	一般社団法人自転車協会	一般財団法人製品安全協会	産業標準化法により国に登録された機関	公益財団法人日本交通管理技術協会

出典：(一財)自転車産業振興協会「自転車統計要覧」2013、(一社)自転車協会「自転車産業基礎資料」2010、(一社)自転車協会 BAA マーク WEB サイト、(一財)製品安全協会 web サイト、日本産業標準調査会 web サイト、(公財)日本交通管理技術協会 web サイトを基に作成

■自転車を選ぶ際に気を付けたいこと

消費生活センターからのアドバイス

購入する際は、できるだけ販売店で試乗し、必要に応じて調整してもらいましょう。また、通信販売で購入する場合は、自転車のサイズや仕様、安全性や品質基準に適合したことを証明するマークを確認しましょう。また、日々の手入れや定期的な点検をしっかりと行いましょう。



■知っておきたい暮らしの中のマーク

◇食品の安全を表すマーク

JASマーク 加工食品全般	飲用乳公正マーク 飲用牛乳	冷凍食品認定証マーク 冷凍食品

食品を選ぶ際には、消費期限や賞味期限、食品のアレルギー表示、添加物、健康に関する表示を確認しましょう。

◇衣類の品質を表すマーク

SEKマーク 衣類、毛布、シーツ	ジャパン・コットン・マーク 国産綿素材使用	純国産綿マーク 国産の綿・生糸だけを使って国内で製造された綿製品
ウールマーク Pure New Wool 新毛100%		

衣類を選ぶ際には、繊維の種類によって、洗濯の仕方が変わってくるので、洗濯表示を確認しましょう。

<その他商品を選ぶ際には>

日用品	品質とともに、環境に配慮した商品であるかどうか、廃棄する際の分別方法についてマークを確認しましょう。 ※ エシカル消費の分野と関連してマークを確認
電化製品	価格とともに、性能や機能、補修やアフターサービス、安全性が確認された製品に表示されるマークを確認しましょう。

■情報収集の方法

私たちのまわりには、多くの生活情報があります。テレビや新聞、雑誌、カタログをはじめ、インターネットの急速な発展により、パソコンやスマートフォンからは、いつでもどこでも手軽に商品やサービスの情報を調べることができます。

一方で、製品の欠陥や間違った使い方によって、怪我等をするような製品事故も多く発生しています。こうした製品事故やリコール情報にも関心を持ち、できるだけ多くの情報を収集・比較し、「何を買うか、何を買わないか」という意思決定をしていくことが大切です。

参考) 消費者庁のリコール情報サイト <http://www.recall.go.jp/>

■徳島県の取組



資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売など「環境にやさしい」いろいろな活動を行っている県内の小売店、事業所、団体、企業などを徳島県がエコショップとして認定しています。

■関連資料 消費者の「権利」と「責任」を理解しよう

国際消費者機構では、消費者には権利と同時に責任があるとして、8つの権利と5つの責任を挙げています。消費者の権利が確立するまでには、さまざまな消費者問題が発生しました。消費者が声を上げたことで行政側が新たなルールを作り、事業者も改善に応じた事例が数多くあります。

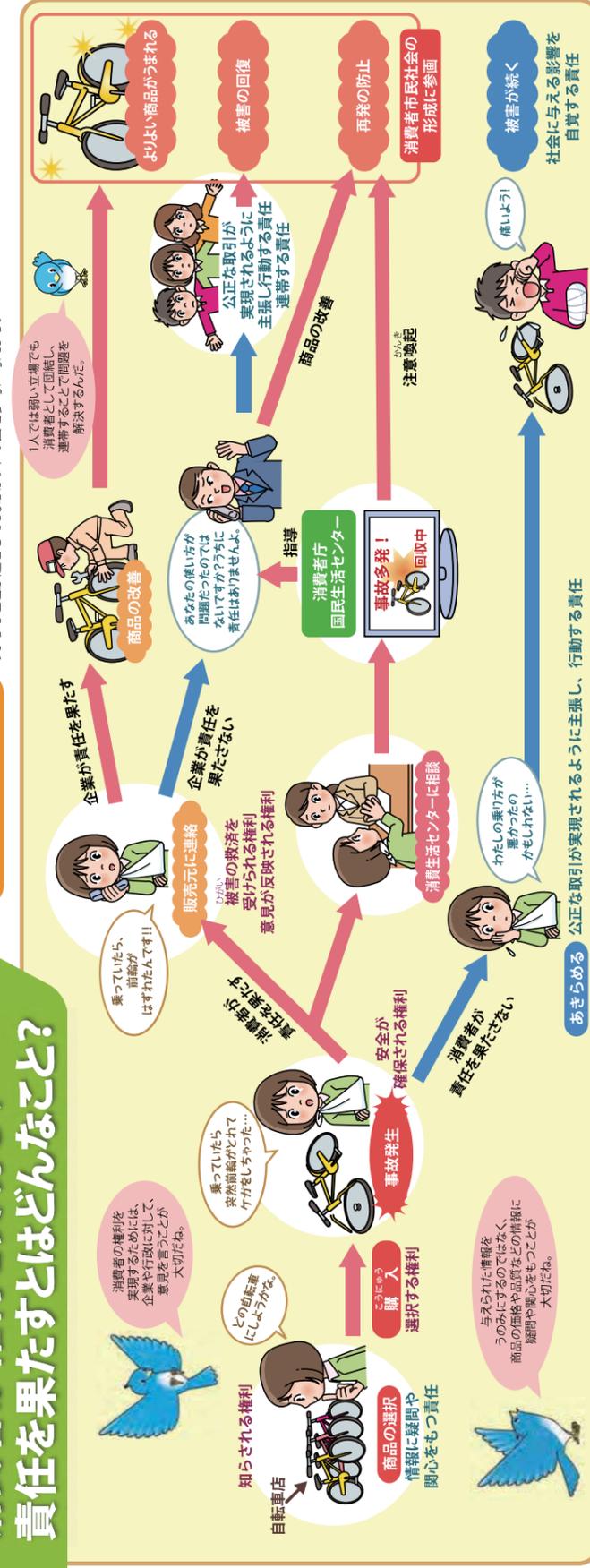
<p>①食糧メーデー「米よこせ大会」(1946)</p> <p>第二次世界大戦後は深刻な食糧危機で、生活の基本的ニーズが保障される権利が守られていない状況でした。たまりかねた労働者や主婦らが、各地で配給公団に押しかけ米を要求したり、約25万人が皇居前広場に集結して米不足の現状を訴えたりしました。</p> <p>連帯する責任、主張し行動する責任が示されました。</p> 	<p>②ヒ素ミルク中毒事件(1955)</p> <p>西日本一帯で、体が弱って死んだり、肝臓が悪くなったりする赤ちゃんが続出しました。工場、原乳の乳質安定剤に含まれたヒ素が粉ミルクに混入したのが原因でした。被害者数は全国で12,000人を超え、死亡者も100人を超える食品公害でした。</p> <p>安全を求める権利の重大さが示されました。</p> 
<p>③水俣病の発生(1956)</p> <p>熊本県水俣市では1950年代前半から、猫の死亡などの異変が相次ぎ、1956年に激しいけいれんを伴う病気の発生が確認されました。原因は工場排水に汚染された魚介類を食べて発生したメチル水銀中毒で、健全な環境を享受する権利の侵害です。</p> <p>1968年、国は工場排水が水俣病の原因と認めました。認定患者は2,200人を超えます。その後も補償を受ける権利をめぐり、訴訟が続きました。</p> 	<p>④ニセ牛缶事件(1960)</p> <p>「缶詰にハエが入っていたので調べてほしい」という相談があり、保健所が検査したところ、缶詰の表示は牛の絵に「ロース肉大和煮」であるものの、中身はクジラの肉でした。他の商品も調査すると、牛缶と表示しながら馬肉などを混ぜたものが大半でした。中身を知らされる権利、選びたいものを選ぶ権利が守られていませんでした。</p> <p>怒った消費者から問合せが保健所等に殺到し、この事件をきっかけに、不当な表示を規制する法律が成立しました。</p> 

■消費者の権利と責任の重要性が示された消費者問題

<p>⑤一口サイズのこんにやく入りゼリーによる窒息死亡事故(1995)</p> <p>1995年、こんにやく入りゼリーで乳幼児が死亡した事故が報告されました。昔から餅やあめ玉による窒息事故が知られていますが、当時はこんにやく入りゼリーは新商品であり、消費者に危険が知られていませんでした。2008年までに17件の死亡事故が報告され、国民生活センターは商品テストを通じて危険性を明らかにするとともに、消費者への注意を何度も呼びかけ、安全を求める権利や知らされる権利を守りました。意見を反映させる権利に基づき、事業者には容器の形の変更や、小児と高齢者に配慮した警告表示を求めました。</p>
--

消費者が権利を実現し、責任を果たすとはどんなこと?

消費者の権利を実現するために、私たち消費者は声を上げよう。また、消費者が責任を果たすと、どのようなことが起きるのでしょうか。下の図を参考に考えよう。



- | 権利 | 責任 |
|----------------|--------------------------------|
| ①安全が確保される権利 | ①商品や価格などの情報に疑問や関心をもつ責任 |
| ②選択する権利 | ②公正な取引が実現されるよう主張し、行動する責任 |
| ③知らされる権利 | ③自分の消費行動が社会(特に弱者)に与える影響を自覚する責任 |
| ④意見が反映される権利 | ④自分の消費行動が環境に与える影響を自覚する責任 |
| ⑤消費者教育を受けられる権利 | ⑤消費者として団結し、連帯する責任 |
| ⑥被害の救済を受けられる権利 | |
| ⑦健全な環境が満たされる権利 | |
| ⑧健全な環境が確保される権利 | |
- 健康や命にかかわる危険な商品によって消費者が危害を受けるときには、自分自身で注意を払って確保される
- 自分の意思で自由に商品やサービスが選択できる機会が保障される
- 商品を選ぶときに、正しい表示やお店の人が適切な情報を伝えることができる
- 企業や消費生活センターなどに意見を申し出たときに、意見が反映され対応がとられる
- 被害や事故にあわぬような消費者セーフティを身につけるため、事前に学校や家庭で学ぶ
- 被害を受けて企業や消費生活センターなどに相談したときに、被害を回復するために対応がとられる
- 生活に必要なものが保障される
- 健全な生活環境の中で働き、生活する
- 与えられた情報をもとにするのではなく、「あれ?何かおかしいな?」と疑問や関心をもつ
- 買った商品に問題があったときに、販売元に問題の改善を求めたり、消費生活センターなどに相談する
- 消費者の行動は、自分だけでなく、商品を生産する人達の人々や社会全体に影響を与えていることを自覚する
- 環境に配慮した商品を選択したり、ゴミの出し方に配慮するなどの、消費者の行動が環境に影響を与えることを自覚する
- トラブル解決のために、被害にあった人が一掃になって問題に立ち向かう
- A.権利を実現するために消費者がすべきことは?
- B.消費者が責任を果たすと、どのようなことが起きる?

★消費者の権利は、国の消費者政策の基本方針を定める「消費者基本法」に定められています。消費者の責任は国際的な消費者運動の機関である国際消費者機構 (IC) が提唱したものです。

出典:「消費者セーフティを身につけよう」(消費者庁) (https://www.caa.go.jp/policies/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_004/pdf/material_004_190322_0007.pdf)

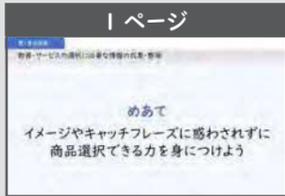
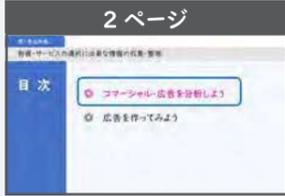
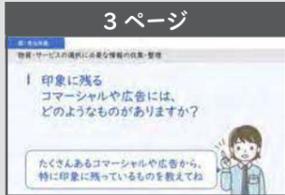
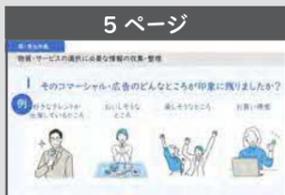
物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

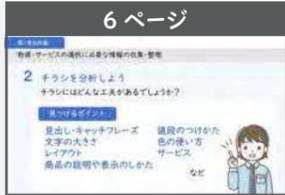
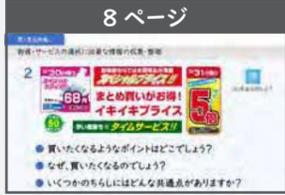
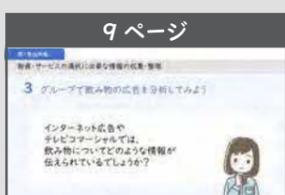
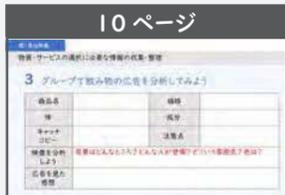
学習のねらい

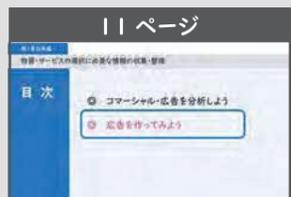
商品の情報を判断する際に、私たちはコマーシャルや広告を参考にしている。これらには、商品に注目を集め、消費者に買ってもらうための様々な工夫が凝らされており、時には合理的な判断を妨げられることもある。ここでは、批判的意識を持ってコマーシャルや広告を受け止められるようになることを目的とし、批判的意識を持つ責任を果たせる消費者として、イメージやキャッチコピーに惑わされずに商品選択を行える力を身に付けさせる。

進め方

印象に残っているコマーシャルや広告にはどのような特徴があるのか、話し合い等を通じて考えさせる。また、時間があればグループで広告を作成する。

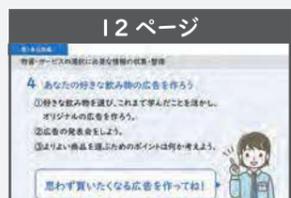
スライド	学習内容とねらい	教師の支援
	<p>本授業では、批判的意識を持って宣伝を受け止め、イメージやキャッチフレーズに惑わされずに商品選択できる力を養う。</p> <p>この授業では、イメージやキャッチフレーズに惑わされずに商品選択できる力を身につけるにはどうするか、学んでいきたいと思います。</p>	<p>めあてを示し、この時間に学習することを理解させる。あらかじめグループに分けておく。また、事前にスーパーマーケットやドラッグストアなどのチラシを複数用意する。</p>
	<p>この時間に学習する内容を示す。</p> <p>今日の授業では、コマーシャルや広告にはどのような工夫がなされているか分析し、(時間があれば)グループごとに広告を作ります。</p>	<p>コマーシャルや広告の分析・発表で1時限程度必要と考えられるので、広告作成は2限目に行ってもよい(分析・発表だけでも可)。</p>
	<p>コマーシャルや広告は、テレビ、インターネット、新聞折り込みチラシ、ポスティングなど、さまざまな形で行われています。みなさんの印象に残っているコマーシャル・広告にはどのようなものがありますか?</p>	<p>授業者にとってインパクトのあったコマーシャル・広告を紹介し(口頭・画像データ・動画等)、意見を出しやすくする。</p>
	<p>それはどのような商品のコマーシャル・広告でしょうか?例えば、(クリック)ゲーム、(クリック)飲み物や食べ物、(クリック)テーマパーク、(クリック)バーゲンセールなど、さまざまな商品があると思います。</p>	
	<p>そのコマーシャル・広告の、どのようなところが印象に残りましたか? (クリック)出ている人でしょうか?(クリック)「おいしそう」、(クリック)「楽しそう」、(クリック)「お買い得」など、その商品のイメージでしょうか?</p>	

スライド	学習内容とねらい	教師の支援
	<p>次に、チラシを分析してみましょう。今配布したチラシには、どのような工夫があるでしょうか?見つけるポイントはスライドをヒントにしてください。</p>	<p>各グループにチラシを配布し、見出しや値段の付け方、レイアウトなど見つけるポイントを例示する。</p>
	<p>グループで話し合い</p> <p>考えたことをワークシートに記入してください。スライドの意見例以外にも、さまざまな意見があると思います。</p>	<p>机間指導により、具体的なヒントを出す(例:「文字の大きさや字体はどんな感じ?」など)。</p>
	<p>グループで話し合い、ワークシートに「買いたくなるポイント」、「買いたくなる理由」、「チラシの共通点」を記入する。</p> <p>グループで、そのチラシにはどのような工夫がされているのかについてまとめてワークシートに記入し、発表してください。関連資料を見てください。私たちの購買意欲を高めるために、広告にはこのような工夫がされています。</p>	<p>関連資料を提示する。</p>
	<p>次に、インターネット広告やテレビコマーシャルでは、飲み物についてどのような情報が伝えられているでしょうか?今日は、インターネット広告で調べてみましょう。これらの広告はチラシと違い、時間に制限があるのが特徴です。</p>	<p>あらかじめ15~30秒程度のインターネット広告を用意する(または、URLを指定する)。グループで役割分担させる。</p>
	<p>インターネット広告を視聴し、特徴を話し合いワークシートに記入する。</p> <p>それでは、インターネット広告を見て、その商品について分かることを記入してください。限られた時間のなかで見ている人に商品を印象づけるために、味や価格、成分よりも出演者やキャッチコピーが重視されていると思います。これらの演出により、あまり意識していなかった商品でも、思わず欲しくなってしまうようにさせるのが企業にとってのコマーシャルや広告の役割です。私たちが商品を購入する場合には、このようなイメージに惑わされず、必要なものを選ぶようにしましょう。</p>	<p>価格や注意点など具体的なことはあまり示されず、有名なタレントやきれいな風景の写真などで、「これを飲めば楽しく過ごせる」などのイメージを演出して消費者の気持ちに訴えていることに気付かせる。</p>



注：実際に広告を作る場合、1時限では収まらない可能性が高い（特に15秒動画作成までする場合）ので、時間等に余裕がある場合に実施してください。

では、実際に広告を作ってみましょう。



今まで学んできたことを活かして、飲み物の広告を作ってみましょう。

グループごとに、炭酸飲料、スポーツドリンク、お茶類、コーヒー飲料を分担させる。同じ種類の飲料を選択しないよう、あらかじめグループごとに振り分けておくのも可。可能であれば、15秒程度の広告として発表させる。



第1章 応用編

物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

めあて イメージやキャッチフレーズに惑わされずに商品選択できる力を身につけよう

1. 印象に残るコマーシャルや広告には、どのようなものがありますか(記入して発表しよう)

その商品は何ですか?	
そのコマーシャルや広告の どんなところが印象に 残りましたか?	

第1章 応用編

物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

2. チラシを分析しよう

チラシにはどんな工夫があるでしょうか?
値段のつけかた、見出し、キャッチフレーズ、文字の大きさ、レイアウト、商品の説明や表示のしかた、色の使い方、サービスなど、気をつけて見てみよう(調べて記入しよう)

買いたくなるポイントはどこでしょうか?	
なぜ、買いたくなるのでしょうか?	
いくつかのチラシを比べると、どんな共通点があるでしょうか?下の絵も参考に考えましょう。	



第1章 応用編

物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

3. グループで飲み物の広告を分析してみよう(グループでの役割を決めよう)

司会・タイムキーパー		道具(ふせん、ペンなど)	
発表		アイデア出し	
書記			

インターネットの広告では、飲み物についてどのような情報が伝えられているでしょうか

商品名		価格	
味		成分	
キャッチコピー		注意点	
映像を分析しよう	背景はどんなところ? どんな人が登場? どういう雰囲気? 色は?		
広告を見た感想			

第1章 応用編

物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

4. あなたの好きな飲み物の広告を作ろう

- ①好きな飲み物を選び、これまで学んだ事を活かし、オリジナルの広告を作ろう。
- ②広告の発表会をしよう。
- ③よりよい商品を選ぶためのポイントは何か考えよう。

思わず買いたくなる広告を作ってね!



第1章 応用編

物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

めあて イメージやキャッチフレーズに惑わされずに商品選択できる力を身につけよう

1. 印象に残るコマーシャルや広告には、どのようなものがありますか(記入して発表しよう)

その商品は何ですか?	(自由に記入させる)
そのコマーシャルや広告の どんなところが印象に残りましたか?	(自由に記入させる)

第1章 応用編

物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

3. グループで飲み物の広告を分析してみよう(グループでの役割を決めよう)

司会・タイムキーパー		道具(ふせん、ペンなど)	
発表		アイデア出し	
書記			

インターネットの広告では、飲み物についてどのような情報が伝えられているでしょうか

商品名		価格	
味		成分	
キャッチコピー		注意点	
映像を分析しよう	背景はどんなところ? どんな人が登場? どういう雰囲気? 色は? 爽やか、明るい、楽しそう、高級そう、健康そうなど、よいイメージを演出していることに気づかせる。		
広告を見た感想	きれいな風景やタレントに好感が持てる広告でも、よく気をつけてみると商品の機能や品質についてはあまり分からないことも多いことに気づかせる。		

第1章 応用編

物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

2. チラシを分析しよう

チラシにはどんな工夫があるでしょうか?

値段のつけかた、見出し、キャッチフレーズ、文字の大きさ、レイアウト、商品の説明や表示のしかた、色の使い方、サービスなど、気をつけて見てみよう(調べて記入しよう)

買いたくなるポイントはどこでしょうか?	(例) スペシャルプライス、ポイント〇倍、〇日限り、タイムサービス!!、 まとめ買いがお得
なぜ、買いたくなるのでしょうか?	(例) 安売りなので節約できる、ポイントがたまって得した気分になる、 すぐ買いに行かないと売り切れてしまいそうな気がする
いくつかのチラシを比べると、どんな共通点があるでしょうか? 下の絵も参考に考えましょう。	商品の写真と価格が一目で分かる、安売り・値引き、セット販売などでお得感を出す、ポイントのプレゼント、季節・時期・イベントなどに関連させる、「〇日限り」「タイムセール」など期間を限定する、などの工夫に気づかせる。



第1章 応用編

物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

4. あなたの好きな飲み物の広告を作ろう

- ①好きな飲み物を選び、これまで学んだ事を活かし、オリジナルの広告を作ろう。
- ②広告の発表会をしよう。
- ③よりよい商品を選ぶためのポイントは何か考えよう。

思わず買いたくなる広告を作ってね!



■関連資料 広告を分析しよう

私たちの身の回りには、いろいろな広告があふれています。商品に注目を集め、消費者に買ってもらうために、広告では写真、イラスト、言葉や文字を用いてさまざまな工夫がされています。

消費者の5つの責任の中に「批判的意識を持つ責任」があります。私たちの「買いたい」という気持ちは、広告によってどのように影響を受けているのでしょうか。広告に批判的意識を持って受け止め、イメージや宣伝文句に惑わされず、よりよい商品を選択できるようになりましょう。

■さまざまな広告

広告にはさまざまな種類があります。テレビコマーシャル、新聞や雑誌の広告、折込チラシ、店頭にあるPOP広告などは、皆さんにとって身近な広告でしょう。

最近ではインターネット広告が急増しています。主なインターネット広告は次のとおりです。

- ・ 検索エンジンの検索結果ページにキーワード連動した広告がリストアップされる。
- ・ SNSのタイムライン上に広告が表示される。
- ・ 無料動画を再生するときに、冒頭で広告の動画が流れる。
- ・ Webサイトやブログ上に、これまでに検索や訪問をしたWebページと関連の高い商品の広告が出てくる。

インターネットでは、あなたがこれまでに探して見に行ったページをふまえて、興味に合いそうな広告が表示されるようになっています。



「通学用 自転車」でネット検索した結果の例。広告が上位に表示される場合が多いです。

通学用@Amazon 公式サイト お急ぎ便なら最短当日お届け可能

www.amazon.co.jp/

広告プライム会員なら対象商品配送料無料。お急ぎ便も使い放題。30日間の無料体験を試す
PC、携帯でいつでも買い物・二億種の品揃え・さらにポイントを貯める
タイムセール祭り Amazon ポイント貯め方

楽O/中学生 自転車 プリムトン通販 | 送料無料や翌日届く商品も豊富

www.rakumaru.co.jp/スポーツ用品

広告中学生 自転車 プリムトンを探すなら、日本最大級通販ショップ楽O
サービス: 楽Oでお買い物、もっとポイント貯まる、翌日にお届け
先月、100万人以上のユーザーが rakumaru.co.jp を訪問しました

あなたにピッタリの自転車選び

www.bicycles-select.jp

広告通学・通学・サイクリングなど、簡単検索で「安全基準クリア」した1台を
自転車選びのポイントとは・自転車でもっと健康に
広告送料無料でお届け!品揃え豊富。安全整備士が丁寧に組立/最短翌日出荷
自転車送料無料でお届け!・自転車専門通販サイト・自転車全品送料無料!・完全組立済をお届け

■買いたい気持ちにさせる言葉

事業者は、消費者にできるだけ多く買ってもらえるよう、消費者の心理を研究しています。消費者を買いたい気持ちにさせるために、どのような方法が使われているのでしょうか。広告でよくみられる言葉や方法を確認してみましょう。



・安売りを強調する

「〇%off」「2個買うと1個無料」「2個目は半額」「3個で1,000円」
「初回は特別価格」「閉店セール」「在庫処分価格」など、さまざまな形で安売りが強調されます。

・新しい、流行、皆が注目

「新製品」「今、売れています」「今年の流行はこれ!」「〇〇さんもハマった」などの言葉で、私たちの好奇心や、他の人によく見られたい、皆と同じなら安心、という気持ちを利用します。

・期間や個数を限定、今買わなければと思わせる

「タイムセール」「〇日まで〇割引」「期間限定商品」「先着〇名様」など、今、買わないと損をと思わせます。

・その他

季節やイベントを利用する、贈り物をうながすなども、消費者に買わせるためのひとつの方法です。

■広告と上手につき合おう

インターネット広告やテレビコマーシャルでは、多くの人に知ってもらう、よいイメージを持ってもらうことが目的とされているので、商品の機能や品質についてはほとんど伝えられません。消費者に買ってもらうためのさまざまな工夫は、消費者にとってお得な場合もありますが、不要品まで買わないように注意したいものです。商品を購入する前には、商品の機能や品質についての情報を集め、いくつかの候補を挙げた上で、しっかりと比較するようにしましょう。

1 省エネルギーと持続可能な社会

学習のねらい

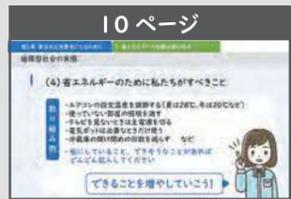
大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動の影響により、地球環境に様々な影響が生じている。本題材では省エネルギーやごみ問題について考えることを通して、持続可能な生活のために必要なことを主体的に考え、判断し意思決定ができる力を身に付けさせる。

進め方

化石燃料の大量使用により、温暖化など地球規模の問題が発生していることに気付かせる。また、なぜごみを減らさなければいけないのか、そのために自分は何ができるのか、事例を示しながら考えさせる。

スライド	学習内容とねらい	教師の支援
	<p>本授業では、自分たちの行動が環境にどのような影響を与えるかを理解する。</p> <p>この授業では、私たちの行動が環境にどのような影響を与えているかについて学んでいきます。</p>	<p>めあてを示し、この時間に学習することを理解させる。</p>
	<p>「省エネルギーのためにすべきこと」、「ごみを減らすためにすべきこと」という内容です。</p>	<p>この時間に学習する内容を示す。</p>
	<p>では最初に、省エネルギーのために何ができるか、についてです。私たちが毎日使っているエネルギーについて、考えていきます。</p>	
	<p>エネルギーの種類について理解する。</p> <p>エネルギーは、大きく化石燃料と再生可能エネルギーに分類できます。化石燃料はその名前の通り長い年月をかけてできた燃料です。再生可能エネルギーは、何度でも再生できるエネルギーです。</p>	

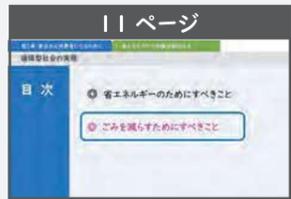
スライド	学習内容とねらい	教師の支援
	<p>a~hを化石燃料と再生可能エネルギーに分類し、それぞれの特徴について考える。</p> <p>表のa~hをそれぞれ①化石燃料、②再生可能エネルギー、に分類してください。それぞれ、どのような特徴があるでしょうか？化石燃料は、燃やしたときの熱エネルギーを利用します。燃やすことで地球温暖化の原因となるCO2を発生させる上、使ったらなくなります。再生可能エネルギーは太陽光や水力など、自然の力を利用して発電します。何度でも再生が可能であり、発電時にCO2も発生しません。 (クリック) これらのうちb,c,fが化石燃料、a,d,e,g,hが再生可能エネルギーです。</p>	<p>化石燃料は一度使うと再生できず、燃やすことでCO2を発生させることを確認させる。</p>
	<p>化石燃料には、輸送や貯蔵が簡単、これまでに作られた発電施設が活用できるなどのメリットがあります。しかし、温室効果ガス（主にCO2）を発生させるため、気候危機の大きな原因となっています。また、日本は輸入に頼っているため、燃料を遠くの国から輸送してこる必要があります。輸送のためにも化石燃料を使い、その費用も莫大です。さらに近年は価格が高騰していて、日本の貿易収支悪化の主な理由になっています。埋蔵量にも限りがあり、いつかは枯渇します。</p>	<p>化石燃料・再生可能エネルギーともにメリット・デメリットがあることを理解させる。</p>
	<p>再生可能エネルギーのメリットには、発電時に温室効果ガスが発生しない、太陽光や風力、地熱などの自然エネルギーを利用するため、なくなる心配がない、エネルギー源を国内で調達（用意）できる、などがあります。デメリットとしては、天候の影響が大きいため、安定して電力供給できない、作ったエネルギーを電力に変換できる割合（エネルギー変換効率）が低い、などが指摘されています。しかし、世界全体で化石燃料の使用をやめ、再生可能エネルギーに転換することで合意がなされています。石油の産出国でさえ、地球を持続可能にするために、この取組みを進めているのです。</p>	
	<p>それでは、「1 (1) ①」で考えた化石燃料のデメリットのうち、地球環境へどのような影響を及ぼすのか、考えてみましょう。化石燃料の大量使用は、地球温暖化や酸性雨などの原因とされています。地球温暖化は、海面上昇や異常気象の要因となります。海面上昇により、国土が水没してしまう恐れのある国々があります。また、近年日本でも問題になっている集中豪雨や猛暑の原因とも言われています。化石燃料使用時に排出される物質が原因の酸性雨も、森林枯死や湖沼酸性化など、生態系に多大な影響を及ぼしています。</p>	<p>化石燃料の大量使用が私たちにどのような影響を与えているか、理解させる。</p>
	<p>世界では、産業革命前と比較して地球の平均気温の上昇を1.5℃以下に抑えることを目指して、CO2の排出量を減らすとともに、吸収量を増加させるための取組みを急ピッチで進めています。石油など化石燃料の使用をできるだけ減らすと同時に、植林をしたり、森林が健康な状態を保てるように管理したり、海の海藻を増やししたりする取組みが必要です。</p>	<p>化石燃料の使用を減らす必要性に迫られていることを、理解させる。</p>



省エネルギーのためにすべきことを考える。できていることがあれば発表する。

それでは、省エネルギーのために私たちにすべきことを考えてみましょう。続けるための方法を工夫しながら、できることを増やすことが大切です。

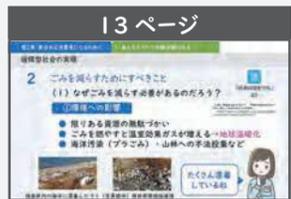
続けることが重要であることを理解させる。また、すでに実行していることがあれば評価し、紹介する。



次に、ごみを減らすためにすべきことを考えていきたいと思います。



なぜ減らさなければならぬのか、減らすためにはどうすればよいのかを考えてみましょう。

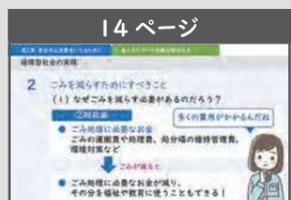


なぜ、ごみを減らさなければならぬのでしょうか？まず、環境への影響があります。ごみは元々、木材や石油などの資源を用いて作られた製品です。消費者の手に届くまでに、原料を輸入したり、工場で生産された後に倉庫やお店など、色々なところに運ばれ、輸送のためにエネルギーや人手がかかっています。ごみを減らすことは、これらの限りある資源を無駄にしないことに繋がります。また、ごみ処理には、燃やす、埋め立てる、リサイクルする、などの種類があります。ごみが増えると、その分燃やす量も増えます。これにより、温室効果ガスが増え、地球温暖化が進行してしまいます。埋め立てる場合も海洋汚染や土壌汚染の原因となり、環境に悪い影響を及ぼしてしまいます。さらに、きちんと処理されなかったごみや不法投棄されたごみにより、海や山が汚染されてしまいます。

ごみを減らさなければならぬ理由を理解させる。

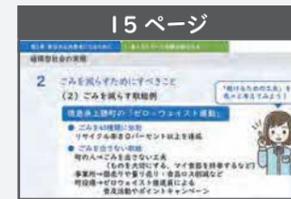
スライドの写真は、海岸に漂着したごみです。人工ごみではプラスチック類がほとんどです。

また、関連資料（クリックし、関連資料提示）は、徳島県の海岸に漂着したごみのデータです。



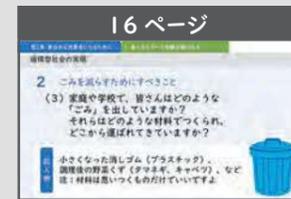
財政面でも問題があります。ごみ処理には運搬費や処理費、処分場の維持管理費や環境対策など、多くの費用がかかっています。ごみが減ると、ごみ処理に必要なお金を減らすことができ、減らせた分を福祉分野や教育分野に使うこともできます。

ごみ処理には多額の費用が必要であり、ごみを減らすことが生活向上にも繋がることを理解させる。



徳島県上勝町の『ゼロ・ウェイスト運動』について、簡単に説明します。上勝町にはごみ処理場がなく、住民が『ゼロ・ウェイストセンター』に持ち寄ります。住民はごみを45種類に分類し、リサイクル率は80パーセント以上となっています。また、ごみを出さない取組を住民・事業所・町役場それぞれで行っています。上勝町の人々は、ものを大切に使う、マイ食器を持参するなど、ごみを出さない工夫に取り組んでいます。事業所では、個売りや量り売り、食品ロス削減などに取り組んでいます。町役場では、ゼロ・ウェイスト推進員による普及活動やポイントキャンペーンにより、楽しみながらリサイクル率を向上させる取組を行っています。「無理せず、できる範囲で」が、ゼロ・ウェイスト運動のポイントです。これは、私たちがごみを減らす取組を実行するときにも当てはまるのではないのでしょうか？

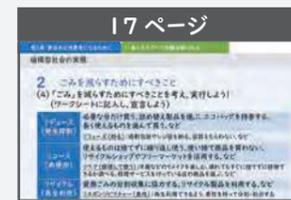
徳島県上勝町のゼロ・ウェイスト運動を紹介し、ごみを減らす取組を行う動機付けにする。時間をかけすぎないよう注意！



自分たちがどのようなごみを出しているか、それらはどのような材料で作られているか考える。

私たちが生活していると、さまざまなものがごみとして捨てられています。家庭や学校で、皆さんはどのような「ごみ」を出していますか？それらはどのような材料で作られていますか？

教師自身が出したごみを例示し、生徒の回答を促す。



「ごみ」を減らすためにすべきことをワークシートに記入する。

ごみを減らすためのポイントは、リデュース、リユース、リサイクルです。リデュースは、そもそもごみになるものを発生させないということで、必要ないものは断る「リフューズ」も入ります。リユースは再使用するという事です。修理してつかう「リペア」も入ります。リサイクルは、同じ種類のを集めて素材として再利用できるようにすることです。再生利用できるよう、責任を持って分別・処分する「リスポンジビリティー」も入ります。ペットボトルや缶などの容器は、洗って乾かすと再生利用に回せます。

最も重要なのは、そもそもゴミになるものを発生させない「リデュース」です。どのようなときに、必要ないものまで買ってしまうのでしょうか？エコバックの持参を忘れないように、どうしたらよいでしょうか？よいリユースのアイデアはありませんか？分別せずにゴミに混ぜてしまっているものはないですか？ごみを減らすためにすべきことを考え、続けてできる方法を色々工夫してみましょう！

第2章 責任ある消費者になるために | 省エネルギーと持続可能な社会

循環型社会の実現

めあて 私たちの行動が環境に与える影響を理解しよう

1. 省エネルギーのためにすべきこと

(1) 次のエネルギー源を、化石燃料と再生可能エネルギーに分類しよう

①化石燃料 ②再生可能エネルギー

a.水力	b.石油	c.石炭	d.太陽光	e.地熱	f.天然ガス	g.バイオ燃料	h.風力
							

(2) 化石燃料の大量使用は地球環境にどのような影響を及ぼしているでしょうか?

第2章 責任ある消費者になるために | 省エネルギーと持続可能な社会

循環型社会の実現

2. ごみを減らすためにすべきこと

(3) 私たちが生活していると、「いらなくなったもの」、「使えなくなったもの」や「食べられなかったもの」などが、「ごみ」として捨てられています。昨日または今日、皆さんはどのような「ごみ」を捨てましたか？
また、それは どのような材料でつくられていますか？

記入例…小さくなった消しゴム(プラスチック)、調理後の野菜くず(タマネギ、キャベツ)、など
注:材料は思いつくものだけでいいですよ

①家庭で捨てた「ごみ」
②学校で捨てた「ごみ」

第2章 責任ある消費者になるために | 省エネルギーと持続可能な社会

循環型社会の実現

(4) 省エネルギーのために私たちがすべきこと

取組例
<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンの設定温度を調節する(夏は28℃、冬は20℃など) ・使っていない部屋の照明を消す ・テレビを見ないときは主電源を切る ・電気ポットは必要なときだけ使う ・冷蔵庫の開け閉めの回数を減らす など ・他にしていること、できそうなことがあればどんどん記入してください

①すでに実行していること	
私	グループ
②これから実行しようと思うこと	
私	グループ

第2章 責任ある消費者になるために | 省エネルギーと持続可能な生活

循環型社会の実現

(4) 「ごみ」を減らすためにすべきことを考え、記入しよう

①リデュース (発生抑制)	②リユース (再使用)	③リサイクル (再生利用)

第2章 責任ある消費者になるために | 省エネルギーと持続可能な社会

循環型社会の実現

めあて 私たちの行動が環境に与える影響を理解しよう

1. 省エネルギーのためにすべきこと

(1) 次のエネルギー源を、化石燃料と再生可能エネルギーに分類しよう

①化石燃料 ②再生可能エネルギー

a.水力	b.石油	c.石炭	d.太陽光	e.地熱	f.天然ガス	g.バイオ燃料	h.風力
							
②	①	①	②	②	①	②	②

(2) 化石燃料の大量使用は地球環境にどのような影響を及ぼしているでしょうか？

(例) 地球温暖化、異常気象、酸性雨、など

第2章 責任ある消費者になるために | 省エネルギーと持続可能な社会

循環型社会の実現

2. ごみを減らすためにすべきこと

(3) 私たちが生活していると、「いらなくなったもの」、「使えなくなったもの」や「食べられなかったもの」などが、「ごみ」として捨てられています。昨日または今日、皆さんはどのような「ごみ」を捨てましたか？
また、それはどのような材料でつくられていますか？

記入例…小さくなった消しゴム(プラスチック)、調理後の野菜くず(タマネギ、キャベツ)、など
注:材料は思いつくものだけでいいですよ

①家庭で捨てた「ごみ」

上記の取組例を参考にしてもよい。

②学校で捨てた「ごみ」

上記の取組例を参考にしてもよい。

第2章 責任ある消費者になるために | 省エネルギーと持続可能な社会

循環型社会の実現

(3) 省エネルギーのために私たちがすべきこと

取組例

- ・エアコンの設定温度を調節する(夏は28℃、冬は20℃など)
- ・使っていない部屋の照明を消す
- ・テレビを見ないときは主電源を切る
- ・電気ポットは必要なときだけ使う
- ・冷蔵庫の開け閉めの回数を減らす など
- ・他にしていること、できそうなことがあればどんどん記入してください

①すでに実行していること

私	グループ
上記の取組例を参考にしてもよい。	

②これから実行しようと思うこと

私	グループ
上記の取組例を参考にしてもよい。	

第2章 責任ある消費者になるために | 省エネルギーと持続可能な生活

循環型社会の実現

(4) 「ごみ」を減らすためにすべきことを考え、記入しよう

①リデュース (発生抑制)	②リユース (再使用)	③リサイクル (再生利用)
<p>(例)</p> <p>必要な分だけ買う、詰め替え製品を選ぶ、過剰包装を断る、エコバッグを持参する、長く使えるものを選んで買う、など</p>	<p>(例)</p> <p>使えるものは捨てずに繰り返し使う、使い捨て商品を買わない、リサイクルショップやフリーマーケットを活用する、など</p>	<p>(例)</p> <p>資源ごみの分別収集に協力する、リサイクル製品を利用する、など</p>

海が大変なことになっている！

海洋ごみとは

今、海はたくさんのごみであふれています。それらは、生活から出たごみや自然から出たごみであり、山や街、そして、海からなど、様々な要因で大海原へ流れ出てしまったものが海洋ごみとなります。海洋ごみは海岸へ漂着することがあるため、海岸清掃を行うことで、ごみの種類や数の分析、発生した場所の推理をすることができます。



ずっと昔から漂い続けている物もあるんじゃないよ

色々な海洋ごみがあるのね！



令和4年度 徳島県が調査した海洋ごみ

『人の生活から出たごみ』ランキング

1	プラスチック	88.5%
2	天然繊維、革	4.7%
3	ガラス・陶器	2.3%
第4位	ゴム	2.1%
第4位	金属	2.1%

徳島県が、3つの海岸に漂着しているごみを調査した結果、人の生活から出たごみのうち、「プラスチック」が圧倒的に多いことがわかりました。このプラスチックの中には発泡スチロールやペットボトルなども含まれています。

徳島県で見つけた海洋ごみ

徳島県は瀬戸内海と太平洋に面しており、多種多様な海洋ごみに出会うことができます。さあ どんなものがあるのか見ていきましょう。

人の生活から出たごみ



- ペットボトル
- ビニール袋
- 外国のハンドクリーム
- マスク
- タバコとライター
- カミソリ
- ペン
- 歯ブラシ
- 発泡スチロール
- くつ
- おもちゃの破片

自然から出たごみ



- 巨大な流木
- 流木
- 動物の骨

Q クイズ



A B

どっちが古いと思う？

※答えはページの下にあるよ

危険なごみ

ゼツタイさわってはダメ！



注射器

ルアー

ビンの破片

答え

缶の飲み口を見比べると形が違うことに気がつきます。

ブルトップ式

正解は

A



賞味期限は1986年！

Bは... スティオンタブ



賞味期限は不明だが今の缶に使われているタイプ。サビているのはスチールという材質だから

この缶のように、何年も海を漂ったり、海岸に落ちているごみがたくさんあります。私たちが拾わなければ、この先何年もごみが海に存在し続けることになります。

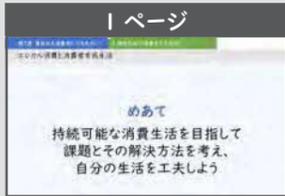
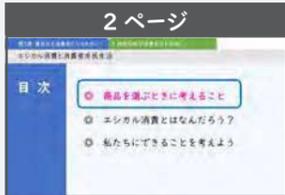
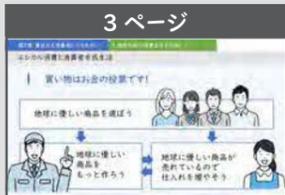
2 持続可能な消費生活を目指して

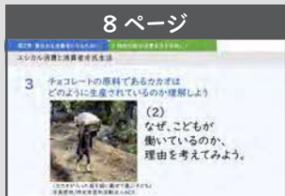
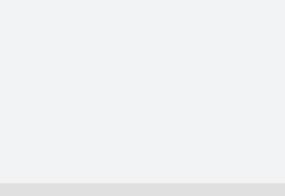
学習のねらい

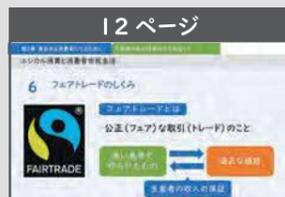
消費を巡る社会問題が山積する中で、公正で持続可能な社会の形成に寄与する消費行動が求められている。この題材では、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」を理解し、実践できるようになることを目指す。まず、自らの消費行動が社会、経済、環境に地球規模で影響を及ぼすことを理解させる。エシカル消費の具体例であるフェアトレードを学ぶことにより、適切な商品やサービスを選択できる力や、消費活動に関連する諸課題の解決のために行動できる力を身に付けさせる。

進め方

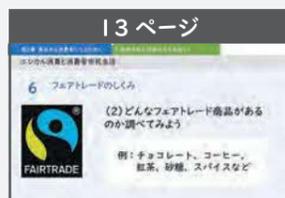
児童労働等の現状について理解を深め、フェアトレード商品購入など身近な消費行動が問題解決に繋がることに気付かせる。

スライド	学習内容とねらい	教師の支援
 <p>1 ページ</p> <p>めあて 持続可能な消費生活を目指して課題とその解決方法を考え、自分の生活を工夫しよう</p>	<p>本授業では、持続可能な消費生活を目指して課題とその解決方法を考え、自分の生活を工夫できる力を養う。</p> <p>この授業では、持続可能な消費活動についての課題は何か、どうすれば解決できるのかを考えていきたいと思います。</p>	<p>めあてを示し、この時間に学習することを理解させる。</p>
 <p>2 ページ</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品を選ぶときに考えること エシカル消費とはなんだろう? 私たちにできることを考えよう 	<p>今日の授業は、おもにエシカル消費について考えます。エシカル消費についての理解を深め、そのためにできることを考えます。それでは、はじめに「商品を選ぶときに考えること」についてです。</p>	<p>この時間に学習する内容を示す。</p>
 <p>3 ページ</p> <p>買い物はお金の投票です!</p> <p>地球に優しい商品を選びましょう</p> <p>地球に優しい商品が売れれば、生産者や販売店が喜ぶことができます</p>	<p>皆さんは、「買い物はお金の投票だ」、という言葉聞いたことはありますか? (生徒に問いかけ、知っている生徒がいれば発表させてもよい。)これは、買い物でお金を払うことは、その商品を支持する一票を入れることである、という意味です。生産者は、たくさん売れる商品を作り、売れない商品は作らなくなります。すなわち、多くの人が「地球に優しい商品」を買うようになると、生産者や販売店は「地球に優しい商品を増やそう」と考えます。これは、低燃費で排気ガスの少ないエコカーが増えていったことから分かります。</p>	<p>自分たちの買い物が、地球に優しい商品が増えることに繋がることを理解させる。</p>
 <p>4 ページ</p> <p>2. 商品を選ぶときに考えること</p> <p>味? 品質? 値段? 量? 見た目?</p>	<p>例えば、皆さんがチョコレートを買うときの基準は何でしょうか? 味でしょうか?、品質でしょうか?、値段・量でしょうか?、見た目でしょうか?</p>	<p>グループに分け、選ぶ基準について話し合いをさせる。</p>
 <p>5 ページ</p> <p>2. 商品を選ぶときに考えること</p> <p>味: 重視する・どちらでもない・重視しない</p> <p>品質: 重視する・どちらでもない・重視しない</p> <p>値段: 重視する・どちらでもない・重視しない</p> <p>量: 重視する・どちらでもない・重視しない</p> <p>見た目: 重視する・どちらでもない・重視しない</p>	<p>皆さんは味や品質などを重視して買いますか?ワークシートに記入してください。また、これらの他に重視することがあれば記入してください。</p>	

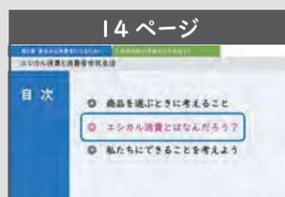
スライド	学習内容とねらい	教師の支援
 <p>6 ページ</p> <p>2. 商品を選ぶときに考えること</p> <p>もし、みんなが値段(安さ)だけを基準に選ぶとどうなると思いますか?</p>	<p>ところで、もしチョコレートを選ぶ基準が『値段の安さ』しかなければどうなると思いますか?おそらく、生産者は味や品質などを落とさず、値段だけ下げているのではないのでしょうか?なぜなら、「安くてまあまあ味のチョコレート」と「安くておいしいチョコレート」が並んで売られていれば、「安くておいしいチョコレート」の方を選ぶ消費者の方が多いからです。</p>	
 <p>7 ページ</p> <p>3. チョコレートの原料であるカカオはどのように生産されているか理解しよう</p> <p>(1) 左の写真を見て、気付いたこと、感じたことは何ですか? グループで話し合おう。</p>	<p>ここで、チョコレートの原料であるカカオがどのように生産されているか、考えてみましょう。スライドの写真を見て、気付いたことや感じたことをグループで話し合ってください。</p>	<p>グループで話し合いをさせる。机間指導し、「働いている人はどんな人?」、「どんな荷物を運んでいるかな?」など、ヒントを与える。</p>
 <p>8 ページ</p> <p>3. チョコレートの原料であるカカオはどのように生産されているか理解しよう</p> <p>(2) なぜ、子どもが働いているのか、理由を考えてみよう。</p>	<p>それでは、なぜ子どもが働いているのか、考えてみましょう。</p>	<p>話し合いの際、「お金が欲しいから」などの意見が出ている場合、「なぜお金が欲しいのだろう」「何のためのお金が欲しいのだろう」など、話し合いを深めさせる。</p>
 <p>9 ページ</p> <p>4. 子どもが働いている理由</p> <p>大人だけでは生活費が足りないため、子どもも働かせなければならぬ</p> <p>職を失ったため、子どもが学校に行けず勉強ができない</p>	<p>子どもが働いている背景には、「安価なチョコレート」を求める人が多いからです。安いチョコレートを作るために、チョコレート農場で働く人は、安い賃金しかもらえません。大人だけでは生活費が足りないため、子どもも働かせざるを得ません。その場合、子どもは学校に行けないので勉強ができず、賃金が高い職業を選ぶことができません。</p> <p>その人の子どもは、また、「生活費を稼ぐために働かされ、学校に行けなくなる」、というマイナスの循環から抜け出すことが難しくなります。このような児童労働に従事している子どもは、2020年現在で約1億6千万人、と推計されています。これは、全世界の子どもの10人に1人となります (ILOとユニセフが2021年に発表した報告書による)。</p>	<p>児童労働の背景や問題点を理解させる。</p>
 <p>10 ページ</p> <p>5. 児童労働をなくすためにできることを考えよう</p> <p>このマークを知っていますか?</p> <p>知っています 知りません 知らない</p> <p>このマークの名前は何か? 国際フェアトレード認証ラベル</p>	<p>国際フェアトレード認証ラベルの付いた商品を購入することが、児童労働をなくすことに繋がっていくことを理解する。</p>	<p>皆さんは、このマークが何か知っていますか? (生徒に問いかけ、知っている生徒がいれば発表させてもよい。)これは、国際フェアトレード認証ラベルといえます。</p>
 <p>11 ページ</p> <p>5. 児童労働をなくすためにできることを考えよう</p> <p>(1) 国際フェアトレード認証ラベルが付いている商品は?</p> <p>① 生産者から生産者まで搾取への負担が少ないと認められた商品</p> <p>② 途上国の生産者の生活を守ることに役立つと認められた商品</p> <p>③ 途上国の生産者の生活を守ることに役立つと認められた商品</p> <p>④ 途上国の生産者の生活を守ることに役立つと認められた商品</p>	<p>それでは、どのような商品に国際フェアトレード認証ラベルが付いているでしょうか?</p> <p>②が正解です。途上国の人々の生活を守ることに役立つと認められた商品に付けられています。</p>	



フェアトレードとは、「公正 (fair)」な「取引 (trade)」のことです。高い基準で生産された商品を、適正な値段で継続的に購入することで、途上国などの生産者の収入が保障されます。そして、生活が改善されると貧困のためにこどもを働かせることがなくなり、学校で勉強できるようになります。そうなれば、こどもたちが将来選べる仕事が増え、マイナスの循環を断ち切ることができます。

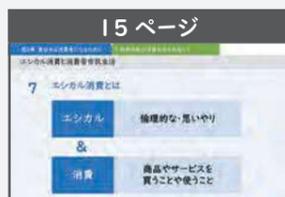


それでは、どのようなフェアトレード商品があるのか調べてみましょう。(PC やタブレットでフェアトレード商品を調べ、ワークシートに記入する。) 私たちに身近な商品として、チョコレートやコーヒー、紅茶、砂糖、スパイスなどがあります。また、食べ物以外では衣服やサッカーボールもあります。

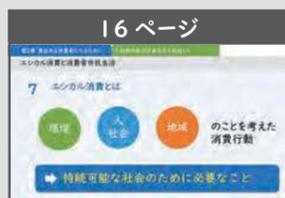


次に、エシカル消費とはどのようなものか、考えていきましょう。徳島県は、エシカル消費の普及・実践に取り組んでいます。

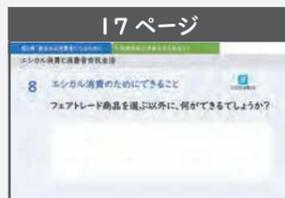
エシカル消費を理解させる。



エシカルには、「倫理的」や「思いやり」という意味があります。「エシカル消費」とは、商品の背景や、自分が商品を選んだときの影響を考えて商品を買ったり、サービスを利用することです。

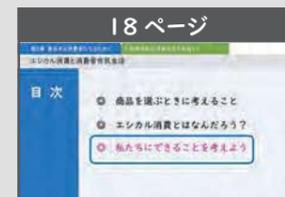


また、エシカル消費とは、環境や、人・社会、地域のことを考えた消費行動であり、持続可能な社会実現のために必要なことといえます。フェアトレード商品を購入することも、エシカル消費の一つです。

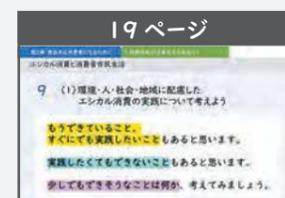


それでは、フェアトレード商品を選んで購入する以外に、私たちに何ができるでしょうか。グループで考え、発表してください。この授業の初めに、「買い物は金の投票」ということを勉強しましたね。私たちが、環境に配慮して作られた商品、売り上げの一部が被災地や福祉団体に寄付される商品、地元で作られた商品をなどを多く購入する、などもエシカル消費です。(クリックし、関連資料提示)
私たちがエシカル消費をすることで、生産者や販売店はそのような商品を多く生産したり、扱うようになります。

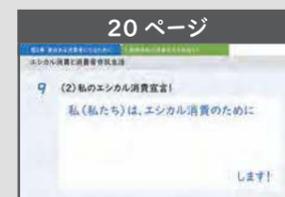
机間指導を行い、ヒント等を出す。



最後に、私たちにできることを考えてみましょう。



もうできていることやすぐにでも実践したいこともあると思います。実践したくてもできないこともあるかもしれません。実践可能な範囲で何ができるか考え、実行することが大切です。



自分ができる範囲で実践可能なことを「エシカル宣言」で書く。

エシカル消費宣言を記入させ、PC、タブレットで共有させる。PC、タブレットがない場合はグループごとに発表させる。

では、ワークシートに「私のエシカル消費宣言」を記入してください。

第2章 責任ある消費者になるために 2 持続可能な消費生活を目指して

エシカル消費と消費者市民生活

めあて 持続可能な消費生活を目指して課題とその解決方法を考え、自分の生活を工夫しよう

2. チョコレートを選ぶ時に、何を重視しますか（それぞれ1つに○）

味	重視する	・	どちらともいえない	・	重視しない
品質	重視する	・	どちらともいえない	・	重視しない
値段・量	重視する	・	どちらともいえない	・	重視しない
見た目	重視する	・	どちらともいえない	・	重視しない
他に重視すること					

第2章 責任ある消費者になるために 2 持続可能な消費生活を目指して

エシカル消費と消費者市民生活

5. 児童労働をなくすためにできることを考えよう



マークの名前

(1) このマークが付いている商品とは？

- ① 生産から廃棄まで環境への負荷が少ないと認められた商品
- ② 途上国の生産者の生活を守ることに役立つと認められた商品
- ③ 農業や化学肥料を控えて生産されたことを国が保証する食品

6. (2) どんなフェアトレード商品があるのか調べてみよう（話し合って記入しよう）

8. エシカル消費のためにできること

フェアトレード商品を選ぶ以外に、何ができるでしょうか？

第2章 責任ある消費者になるために 2 持続可能な消費生活を目指して

エシカル消費と消費者市民生活

3. チョコレートの原料であるカカオはどのように生産されているのか理解しよう



〈カカオが入った袋を頭に載せて運ぶ子ども〉
写真提供/特定非営利活動法人 ACE

(1) 左の写真を見て、気付いたこと、感じたことは何ですか

(2) なぜ子どもが働いているのか、理由を考えてみよう

第2章 責任ある消費者になるために 2 持続可能な消費生活を目指して

エシカル消費と消費者市民生活

9. (1) 環境・人・社会・地域に配慮したエシカル消費の実践について考えよう（話し合って記入しよう）

実践できていること	<input type="text"/>
これから実践しようと思うこと	<input type="text"/>

(2) 私のエシカル消費宣言！

私は（私たちは）、エシカル消費のために

します！

第2章 責任ある消費者になるために 2 持続可能な消費生活を目指して

エシカル消費と消費者市民生活

めあて 持続可能な消費生活を目指して課題とその解決方法を考え、自分の生活を工夫しよう

2. チョコレートを選ぶ時に、何を重視しますか(それぞれ1つに○)

味	重視する	・ どちらともいえない	・ 重視しない
品質	重視する	・ どちらともいえない	・ 重視しない
値段・量	重視する	・ どちらともいえない	・ 重視しない
見た目	重視する	・ どちらともいえない	・ 重視しない
他に重視すること			

第2章 責任ある消費者になるために 2 持続可能な消費生活を目指して

エシカル消費と消費者市民生活

5. 児童労働をなくすためにできることを考えよう



マークの名前	国際フェアトレード認証ラベル
--------	----------------

(1) このマークが付いている商品とは?

- ① 生産から廃棄まで環境への負荷が少ないと認められた商品
- ② 途上国の生産者の生活を守ることに役立つと認められた商品
- ③ 農業や化学肥料を控えて生産されたことを国が保証する食品

6. (2) どんなフェアトレード商品があるのか調べてみよう(話し合って記入しよう)

(例) チョコレート、コーヒー、紅茶、砂糖、スパイスなど

8. エシカル消費のためにできること

フェアトレード商品を選ぶ以外に、何ができるでしょうか?

(例) 環境に配慮して作られた商品を購入する、売り上げの一部が被災地や福祉団体に寄付される商品を購入する、地元で作られた商品を購入する

第2章 責任ある消費者になるために 2 持続可能な消費生活を目指して

エシカル消費と消費者市民生活

3. チョコレートの原料であるカカオはどのように生産されているのか理解しよう



〈カカオが入った袋を頭に載せて運ぶ子ども〉
写真提供/特定非営利活動法人 ACE

(1) 左の写真を見て、気付いたこと、感じたことは何ですか

(例) 働いているのが子ども、とても重たそうな物を運んでいる

(2) なぜ子どもが働いているのか、理由を考えてみよう

(例) 家が貧しい、子どもが家の労働力になっている、労働賃金が低い、親がいない、労働が正しく評価されていない

第2章 責任ある消費者になるために 2 持続可能な消費生活を目指して

エシカル消費と消費者市民生活

9. (1) 環境・人・社会・地域に配慮したエシカル消費の実践について考えよう(話し合って記入しよう)

実践できていること	(自由に記入させる)
これから実践しようと思うこと	(自由に記入させる)

(2) 私のエシカル消費宣言!

私は(私たちは)、エシカル消費のために

(自由に記入させる)

します!

■関連資料 エシカル消費とは ~持続可能な社会のための新たなキーワード~

人・社会・地球環境・地域に思いやりのあるお金の使い方や生き方を意味します。

エシカル (ethical) とは、「倫理的・道徳的」という英語を意味します。私たちは毎日いろいろな商品やサービスを選択・購入し、消費して生活をしています。日々の買物の中で、価格やデザイン、味や量以外に、商品がどのように作られたかなどの背景や生産者の思い、地球環境や社会に及ぼす影響を考えて選択すること、また手に入れたものは最大限に活用することを「エシカル消費」と言います。

■エシカル消費の具体例

- 買物をするときに、必要なものだけ買う、長く使える商品を選ぶ
- 買いすぎず、作りすぎず、おいしく食べきる (食品ロス削減)
- 人や環境に配慮した商品やリサイクル製品を購入する
- 被災地の生産物を選ぶ (応援消費)
- 障がい者が作った商品を選ぶ (障がい者の自立支援)
- 地域で生産された商品を選ぶ (地産地消)
- 寄附付き商品を選ぶ (買物で社会貢献)

〈エシカル消費の手がかりとなる認証ラベル例〉

 <p>エコマーク 環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる</p>	 <p>FSC® 認証マーク 適切に管理された森林からの木材や、適格だと認められたリサイクル資源から作られた商品に付けられるマーク</p>	 <p>国際フェアトレード認証ラベル 開発途上国の生産者・労働者の生活改善と自立支援に向け、公正な取引の基準を満たす商品につけられる</p>
 <p>MSC 「海のエコラベル」 水産資源や環境に配慮した持続可能な漁業で獲られた水産物につけられる</p>	 <p>GOTS 認証マーク 原料から最終製品まで環境に配慮し、社会的に責任のある製造方法で作られた商品につけられる</p>	 <p>グリーンマーク 古紙を原料に規定の割合以上、利用した製品につけられる</p>

エシカル消費のポイントは、身近にできることから、少しでも取り組むことです。

■今、なぜ?エシカル消費が求められる背景

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動は、私たちに便利で快適な暮らしを提供しましたが、その一方で、「貧困・環境・人権」に関する問題は、世界の緊急課題となっています。

〈児童労働〉チョコレート、コーヒー、紅茶、綿製品などの原料の生産にみられます。



〈カカオの実を拾う〉



〈カカオの実をナタで割り果肉を取り出す〉

国際労働機関 (ILO) によると、全世界の児童労働者数は、約1億6,000万人と推計されています。これは世界の子供人口 (5歳~17歳) のおよそ10人に1人にあたります。収入が少なく、生活が苦しいため、子供たちは学校へ行かずに働かなければなりません。

写真提供/ 特定非営利活動法人 ACE

※特定非営利活動法人 ACE

インドとガーナを中心に、世界中のすべての子供の権利が守られ、希望を持って安心して暮らせる社会の実現に向けて20年来活動を続けている団体

〈気候変動〉気候変動の影響を最小限に抑える取り組みが求められています。



ヒマラヤの氷河 (1978.5.30)



ヒマラヤの氷河 (2008.10.7)

ヒマラヤでの氷河の後退

写真提供/ 名古屋大学環境学研究所・雪氷圏変動研究室

地球温暖化の進行

- 1850-2020年、気温 1.09℃上昇
- 1901-2018年、海面水位 20cm 上昇
- 毎年 1千~1万種の種が絶滅

21世紀中に、世界の平均気温は、最大5.7℃上昇、世界の平均海面水位は、最大101cm上昇、北極圏の海氷は消失すると予測されています。豪雨による大規模洪水や熱波による森林火災などの発生頻度が増大しており、世界中で取り組みが急展開しています。

■国際的な取組

平成27年9月、「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会全体が、経済・社会・環境の3つの側面から、世界の課題を解決していくことを決意し「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、以下「SDGs」)が定められました。

(国際連合広報センターWeb サイトより)



■徳島県の実践紹介

学校や事業者等が取組を宣言	「知っている」から「行動する」へ
 <p>徳島文理大学・短期大学部では、学生が考案したランチ BOX を販売。代金の一部が NPO 法人 TABLE FOR TWO 寄付を通じ寄付されました。</p>	 <p>商品を手に取る、ものづくりを体験してみるなど、気軽にエシカル消費に取り組める環境づくりを推進しています。</p>

高校生によるエシカル消費の推進

令和元年度、県内全ての公立高等学校に「エシカル消費」を研究・実践する「エシカルクラブ」を設置、さらに令和3年度からは、各校の「エシカルクラブ」から意欲ある生徒が集まり「とくしま・エシカル高校生委員会」を結成し、エシカル消費の普及・啓発に取り組んでいます。

各校の特色を生かした研究・実践	高校生委員会が支える「エシカル甲子園」
 <p>持続可能な社会を目指して、エシカル消費を推進。地域や企業等との連携やデジタルの活用など高校生が発想を生かして実践に取り組んでいます。</p>	 <p>第5回記念大会「エシカル甲子園 2023」(R5.12.26)。高校生委員会の皆さんがサブテーマを決定するなど運営全般に参加しています。</p>



食品ロス削減

学習のねらい

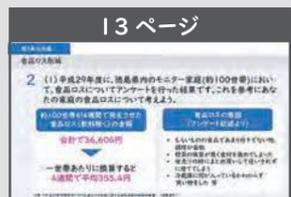
本来はまだ食べられるにもかかわらず捨てられている「食品ロス」発生状況は、日本国内で年間約523万トンで、世界の食料支援量の1.2倍に相当している。こうした食品ロスのうち、約244万トンが家庭からのものであり、日本人1人あたりの1日当たりの食品ロス量は約114グラム(おにぎり1個分)に相当している。食品ロス削減に向けて、できることを考えることにより、公正かつ持続可能な社会の形成に向けて、積極的に行動することができる力を身に付けさせる。

進め方

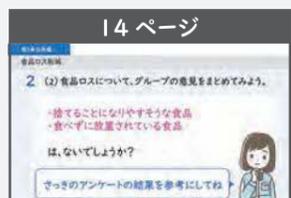
食品ロスの定義、現状を説明し、「このままではいけない」という問題意識を高める。その際、徳島県で実施された消費者庁の「食品ロス削減に関する実証事業結果」やアンケートから、食品ロスの理由を理解させるとともに、金銭面や環境面にも影響を与えていることが理解できるようにする。また、学んだ内容を行動変容に結びつけることができるよう今後の取組を記入させる。

スライド	学習内容とねらい	教師の支援
1 ページ	<p>めあて 食品ロス削減のためにできることを考えよう</p>	めあてを示し、この時間に学習することを理解させる。
2 ページ	<p>目次 ① 食品ロスとはなんだろう? ② 食品ロスの現状 ③ 私たちにできることを考えよう</p>	この時間に学習する内容を示す。
3 ページ	<p>「食品ロス」を知っていますか? 食品ロスの現状 私たちにできることを考えよう</p>	食品ロスとはどのようなものか、また現状はどうかなどについて説明する。
4 ページ	<p>「食品ロス」を知っていますか? 食品ロスの現状 私たちにできることを考えよう</p>	食品廃棄量全体では、事業者が家庭の2倍以上ですが、食品ロスでは大差ありません。内訳を見ると、家庭の食品ロスでは「食べ残し」が約半数を占めています。すなわち、家庭での食べ残しを減らすことが、最も簡単な食品ロス削減方法なのです。
5 ページ	<p>「廃棄」にもお金がかかります 食品ロスの削減 私たちにできることを考えよう</p>	では、捨てられた食べ物はどうなるのでしょうか。家庭から出た食品ロスは、一般廃棄物として処理されます。そのための経費は私たちの税金です。すなわち、食品ロスを減らすと私たちの家計が助かり、処理に必要な税金の額も減ります。以前勉強したように、軽減できた税金は福祉などに使うこともできるのです。

スライド	学習内容とねらい	教師の支援
6 ページ	<p>食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減</p>	環境面から考えると、食品ロスを減らすと処理場から排出される温室効果ガスも減少するため、地球温暖化対策にも貢献できます。これらの理由からも、食品ロスを削減しなければならないことがわかります。
7 ページ	<p>食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減</p>	それでは、あなたの普段の行動をチェックし、食品ロス削減に向けての貢献度を計算してみましょう。
8 ページ	<p>食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減</p>	ワークシートにそれぞれの項目について記入し、計算する。 ワークシートのチェック表に記入してください。Aは3点、Bは2点、Cは1点です。 ⑦・⑧の項目は A たくさん知っている B 少し知っている C あまり知らない で回答して下さい。
9 ページ	<p>食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減</p>	合計何点でしたか?また、チェックの結果を見て、気付いたことや感想を書いてください。 机間指導により、できていないことをできるようにするにはどうすればよいか、助言する。
10 ページ	<p>食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減</p>	高得点の人は、これからも続けてください。今回あまり点が高くなかった人も、今までできていなくてもこれからできることを増やしていけば、食品ロス削減に貢献できます。
11 ページ	<p>食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減</p>	続いて、食品ロスの現状について、徳島県で行われた調査をもとに学びたいと思います。
12 ページ	<p>食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減 食品ロス削減</p>	徳島県では、平成30年1月から2月にかけて、消費者庁による実証実験として、約100世帯の4週間分の食品ロス量とその理由について調査しました。これはその結果です。食品ロスの理由として「食べ残した」が最も多く、他の項目すべてを足した量よりも多くなっています。

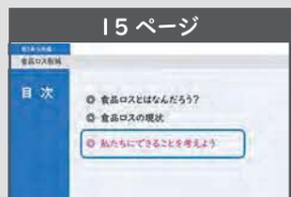


金額では、わかったものをすべて足すと合計で36,606円であり、一世帯あたりでは平均355.4円となっています。食品ロスの原因としては、『もらいものであまり好きでない物』や『保管方法の悪さ』『まとめ買いしたが使い切れなかった』などがあげられています。



次に、「捨てることになりやすい食品」や「食べずに放置されている食品」はないでしょうか？グループで話し合ってください。先ほどのアンケート結果がヒントになると思います。

机間指導し、ヒントを出す(例：キャベツ・ニンジンなどの野菜類、消費期限の短い加工食品、食パンなど)

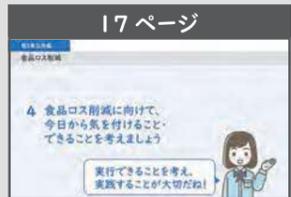


最後に、食品ロスをなくすために私たちにできることを考えましょう。



それでは、食品ロス削減のためのアドバイスをワークシートに記入し、そのアドバイスをもとに意見交換しましょう。

関連資料を示し、活発な意見交換を促す。



最後に、食品ロス削減に向けて、今日から気をつけること、できることを考えてみましょう。ワークシートに記入してください。ポイントは、大げさなことではなく、自分たちが実際にできることを考えることだと思います。続けられること、これが食品ロス削減以外にも、私たちが生活している環境を守り、より良くしていくことに繋がると思います。



参考文献

- ・消費者庁「食品ロス削減ガイドブック（令和5年版）」
- ・消費者庁WEBサイト「平成29年度徳島県における食品ロス削減に関する実証事業の結果の概要」
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/pdf/efforts_180703_0003.pdf)
- ・消費者庁WEBサイト「[食品ロス削減] 食べもののムダをなくそうプロジェクト」
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/)

第2章応用編

食品ロス削減

めあて 食品ロス削減のために、できることを考えよう

1. 「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。あなたの普段の行動について、当てはまるものをチェックしてみよう

① 食べ物は、残さず食べることを心がけている。	A いつも B ときどき C ほとんどない	
② 食欲のないときは、最初から少な目に盛り付けてもらう。	A いつも B ときどき C ほとんどない	
③ 消費期限が近いものがないかを確認し、期限内に食べるようにしている。	A いつも B ときどき C ほとんどない	
④ 賞味期限が切れていても、食べられるかどうかを確認し、すぐに捨てない。	A いつも B ときどき C ほとんどない	
⑤ すぐに食べるものを買うときには、消費期限の短いものを積極的に選ぶ。	A いつも B ときどき C ほとんどない	
⑥ 家の冷蔵庫の整理整頓に協力している。	A いつも B ときどき C ほとんどない	
⑦ 食材を無駄なく使い切るアイデアを知っている。	A たくさん B 少し C あまり知らない	
⑧ できるだけ生ゴミを出さないような調理方法の工夫を知っている。	A たくさん B 少し C あまり知らない	

第2章応用編

食品ロス削減

2. スライドの表は、徳島県内のモニター家庭(約100世帯)において、食品を廃棄した理由についてアンケートを行った結果です。これを参考にあなたの家庭の食品ロスについて考えてみましょう。

あなたの家庭を振り返ってみましょう。捨てることになりやすそうな食品、食べずに放置されている食品はないでしょうか。

捨てることになりやすそうな食品	
食べずに放置されている食品	

第2章応用編

食品ロス削減

あなたの食品ロス削減に向けての貢献度は？

判定方法	A(3点)= 個	B(2点)= 個	C(1点)= 個	合計	点
21点以上					
16点以上					

21点以上	お見事!みんなに広げよう!	10点以上	もうひと頑張り!
16点以上	かなり貢献!あともう少し!	10点未満	いろんな方法を見つけて実践していこう!

チェックの結果を見て、気付いたことや感想を書きましょう

第2章応用編

食品ロス削減

3. 食品ロス削減のためのアドバイスを考えましょう。(グループの人にアドバイスを記入してもらいましょう)

4. 食品ロス削減に向けて、今日から気を付けること・できることを書きましょう。

第2章応用編

食品ロス削減

めあて 食品ロス削減のために、できることを考えよう

1. 「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。あなたの普段の行動について、当てはまるものをチェックしてみよう

① 食べ物は、残さず食べることを心がけている。	A いつも B ときどき C ほとんどない	
② 食欲のないときは、最初から少な目に盛り付けてもらう。	A いつも B ときどき C ほとんどない	
③ 消費期限が近いものがないかを確認し、期限内に食べるようにしている。	A いつも B ときどき C ほとんどない	
④ 賞味期限が切れていても、食べられるかどうかを確認し、すぐに捨てない。	A いつも B ときどき C ほとんどない	
⑤ すぐに食べるものを買うときには、消費期限の短いものを積極的に選ぶ。	A いつも B ときどき C ほとんどない	
⑥ 家の冷蔵庫の整理整頓に協力している。	A いつも B ときどき C ほとんどない	
⑦ 食材を無駄なく使い切るアイデアを知っている。	A たくさん B 少し C あまり知らない	
⑧ できるだけ生ゴミを出さないような調理方法の工夫を知っている。	A たくさん B 少し C あまり知らない	

第2章応用編

食品ロス削減

2. スライドの表は、徳島県内のモニター家庭(約100世帯)において、食品を廃棄した理由についてアンケートを行った結果です。これを参考にあなたの家庭の食品ロスについて考えてみましょう。

あなたの家庭を振り返ってみましょう。捨てることになりやすそうな食品、食べずに放置されている食品はないでしょうか。

捨てることになりやすそうな食品	
食べずに放置されている食品	

第2章応用編

食品ロス削減

あなたの食品ロス削減に向けての貢献度は?

判定方法	A(3点)= 個	B(2点)= 個	C(1点)= 個	合計	点
21点以上	お見事!みんなに広げよう!		10点以上	もうひと頑張り!	
16点以上	かなり貢献!あともう少し!		10点未満	いろんな方法を見つけて実践していこう!	

チェックの結果を見て、気付いたことや感想を書きましょう

第2章応用編

食品ロス削減

3. 食品ロス削減のためのアドバイスを考えましょう。(グループの人にアドバイスを記入してもらいましょう)

4. 食品ロス削減に向けて、今日から気を付けること・できることを書きましょう。

(例) 食材を買いすぎない、必要なものだけ買う、買ったものは使い切る、冷蔵庫の整理整頓、食品の保存方法を工夫、調理方法の工夫

■関連資料

■徳島県における食品ロス削減に向けた取組

☆食品ロス削減啓発キャンペーンの実施

とくしま環境県民会議と連携・協働して、スーパーマーケットや産直市の店頭、また様々なイベント会場にブースを設置し、買い物客やイベント参加者に食品ロスの現状を説明したり、日頃心がけるべきこと等を呼びかける啓発キャンペーンを県内各地で実施しています。



イベント会場での食品ロス削減啓発キャンペーンの様子

☆食品ロス削減出前授業の開催

県内の学校や放課後児童クラブに出向き、食品ロスをいかにして減らしていくかについて、現状説明と日常生活での実践方法を指導するとともに、紙芝居やクイズ等により、食品ロス削減をより身近に感じてもらう出前授業を開催しています。



小学校での食品ロス削減出前授業の様子

☆おいしい徳島!食べきり運動の展開

県内各地の飲食店、スーパーマーケット等に食品ロス削減啓発チラシを配布・設置したり、エシカル消費の実践・普及に取り組む「とくしま食べきるんじょ協力店」と協力して、「3010運動」(=宴会等の始めの30分と終わりの10分は席について食事を楽しみ、食べ残しを無くす運動のこと)等、広く食品ロス削減を呼びかけています。

☆食品ロス削減啓発パネル展の開催

県内の市町村や事業所、環境団体と連携して、食品ロスの現状や今、私たちにできること等をわかりやすく示した啓発パネルの展示会を開催しています。

☆高校生による食品ロス削減に向けた取組

徳島県立小松島西高等学校の食物科では、食育パネルを設置して食品ロス削減を呼びかけたり、地域や企業等と連携し、漁獲されても廃棄されてしまう「未利用魚」のレシピを開発したりしています。



魚を調理する様子

■日常生活で食品ロスを削減できるポイント

家庭の食品ロス

- 食材別に最も多いもの……野菜、調理加工品、果実類、魚介類
- 食品を食べずに廃棄する理由…鮮度の低下、腐敗、カビの発生、消費期限・賞味期限が過ぎた

①食材を買いすぎない	②必要なものだけ買う	③買ったものは使い切る
買物に行く前には、冷蔵庫や冷凍庫、食品棚をチェックし、買う物をリストアップします。買いすぎを防ぐことにつながります。	安いからとまとめ買いや大袋で買うと使い切れないこともあります。計画的に必要な分だけ買うことで、お金や食材を無駄にせずすみずみ使えます。	食材を計画的に使い切ることができる調理方法の工夫が大事です。余って食べきれない食材はフードバンクに寄附する方法もあります。
④冷蔵庫の整理整頓	⑤食品の保存方法を工夫	⑥調理方法の工夫
冷蔵庫に保管する食材の置き場所を決め、中身が見える透明容器を活用します。探す手間が省け、買物前のチェックに役立ちます。	魚や肉、野菜類の生鮮食品は、加工や下処理、冷凍など保存方法の工夫が大事です。傷みやムダが減ります。	野菜の皮や切れ端なども、調理の工夫でリメイク料理となります。食品ロス削減やゴミ減量につながります。

日常生活で食品ロスを削減できるポイントは、他にもたくさんあります。食品ロスが出てしまったら、「なぜ、これは捨てることになったのか」を考え、繰り返さないことが大切です。

食品ロス削減は、家計や地球にも大きなよい影響を与えることができます。給食を残さず食べる、嫌いなものでも食べるなど、毎日の生活で身近にできることから、「もったいない」を減らすことに取り組みましょう。

用語	内容
消費者契約法	消費者と事業者間の情報量の格差をふまえて、消費者の利益を守るための法律。消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消と不当な契約条項の無効等を規定している。
国民生活センター	消費生活に関わる問題の調査研究、苦情処理、商品テストなどを行う国の機関（独立行政法人）。全国の消費生活センターから消費生活相談などの情報を収集し、被害の未然防止に役立てる他、HPなどで注意喚起を行う。
消費生活センター	地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関。消費活動に対する苦情相談に対して、問題解決のための助言や各種情報の提供を行う。必要に応じて関連機関の斡旋などを行うこともある。
PIO-NET	全国消費生活情報ネットワークシステムのこと。国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っている。
特定商取引に関する法律（特定商取引法）	事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律。訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールとクーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めている。
製造物責任法（PL法）	製造物の欠陥により、人の生命・身体または財産に損害が生じた場合の製造業者等の損害賠償責任を定めた法律。
消費生活用製品安全法	消費生活用品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。医薬品など他に法律がある商品を除く。
消費者基本法	消費者の権利の尊重・自立の支援等の基本理念を定め、国や地方公共団体及び事業者の責務を定める法律。

消費者市民社会って何？

「消費者市民社会」の定義

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであると自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のこと

消費者一人ひとりの消費行動は、現在の社会経済情勢をはじめ、将来の世代や地球環境に影響を与えるとともに、変えていくことができる「大きな力」を秘めています。

徳島県では、誰一人取り残さない社会の形成や地球環境の保全などに配慮した思いやりのある消費行動や事業活動を県民生活に取り入れる環境づくりを積極的に推進し、消費者、事業者、行政機関等のさまざまな主体が一体となって、公正かつ持続可能な社会である消費者市民社会の構築を目指し、全国初となる「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例」を制定しました。

徳島県消費者市民社会の構築に関する条例の概要

- 第1条(目的):人権、地球、環境に配慮した「消費行動」、「事業活動」を推進
- 第2条(定義):消費者市民社会、エシカル消費、消費者志向経営
- 第3条(基本理念):消費行動や事業活動が及ぼす社会、環境等への影響を自覚
- 第4条(県の責務):消費者市民社会の構築に関する施策や取組等を支援
- 第5条(消費者の役割):自ら進んでエシカル消費に関する知識の修得、情報の収集等に努める
- 第6条(事業者の役割):消費者志向経営に関する知識の修得及び情報の収集、情報提供に努める
- 第7条(関係団体の役割):消費者市民社会の構築に関する取組を企画する
- 第8条(消費者市民社会推進期間):毎年五月の第二土曜日から十五日間を徳島県消費者市民社会推進期間とする

消費者市民社会の構築に向けて、消費者が身に付けたい力

	消費者が持つ影響力の理解	持続可能な消費の実践	消費者の参画・協働
幼児期	自らの消費が環境・経済・社会・文化などの分野において他者に影響を及ぼしうることを理解し適切なサービスを選択できる	持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる	消費者が相互に個々の消費者の特性や多様性を尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関する諸課題の解決のために行動できる
小学生	おつかいや買い物に関心を持つ	身の回りの物を大切にしよう	協力することの大切さを知ろう
中学生	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	身近な消費者問題に目を向けよう
高校生	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう
	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう

「徳島県中学生向け消費者教育教材等制作検討委員会」委員名簿

(敬称略 50 音順)

氏名	役職・機関名
阿部 千明	徳島県消費者情報センター消費生活相談員
川人 祐子	東みよし町立三加茂中学校教諭
◎ 坂本 有芳	国立大学法人 鳴門教育大学教授
○ 柴田 明子	徳島県立総合教育センター学校経営支援課指導主事
高橋 沙織	徳島県消費者情報センター研修生
阪東 哲也	国立大学法人 鳴門教育大学准教授
東 佑里子 (オブザーバー)	消費者庁新未来創造戦略本部行政実務研修員
楠 佑美 (オブザーバー)	消費者庁新未来創造戦略本部政策調査員

◎ 委員長 ○ 副委員長

事務局 徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課

